

令和4年3月1日

令和4年第1回岬町議会定例会

第1日会議録

令和4年第1回(3月)岬町議会定例会第1日会議録

○令和4年3月1日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 欠 席	9番 竹原伸晃
10番 和田勝弘	11番 出口実	12番 道工晴久

欠席議員 1名、欠 員 1名、傍 聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	増田 明	
副 町 長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副 町 長 松岡裕二	総務部理事	寺田 武司	
教 育 長 古橋重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総 務 部 長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長	松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長	奥 和 平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長	澤 憲 一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和4年3月1日から3月24日（24日）

○会議録署名議員

4番 中原 晶

5番 坂原 正勝

---

#### 議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

会期の決定

日程第 3

令和4年度町政運営方針

日程第 4

一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第1回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は10名です。欠席議員1名の小川議員については欠席届が提出されております。欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。4番、中原 晶君、5番、坂原正勝君、以上2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間と決定いたしました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第1回岬町議会定例会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にも関わりませぬ、ご出席を賜り心から御礼を申し上げます。

まず初めに、本定例会では、3日目の諸般の報告において、竹原伸晃議員さんが大阪府町村議長会より受章された永年在職議会議員表彰が伝達されます。竹原議員さん、誠におめでとうございます。竹原議員さんの永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も岬町の地方自治並びに

町議会の振興と発展に引き続きご尽力賜りますようお願いいたします。

さて、ご承知のとおり、ロシア軍のウクライナ侵攻により、現在、極めて危険な情勢が続いております。恒久平和を望み、非核平和宣言都市である本町としましては、一日でも早く平和的に解決されることを切に願っているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ猛威を振るっており、岬町においても連日、多くの感染が確認されているところです。感染された皆様の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。

本町としましては、住民の皆様への命と健康を守るため、感染予防対策の徹底やできる限り早めのワクチン接種を住民の皆様にお願ひしているところであります。

議員の皆様におかれましても、ご協力賜りますよう、改めてお願ひを申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和3年岬町一般会計補正予算（第13次）についてなど、補正予算についてが4件、令和4年度岬町一般会計予算についてなど当初予算についてが9件、訴えの提起についてなど事件案件が2件、岬町庁舎整備基金条例の制定についてが1件、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど条例の一部改正についてが3件、債権の放棄の報告についてが1件、以上、議案19件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第3、令和4年度町政運営方針について、町長から説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第1回岬町議会定例会に当たり、令和4年度の町政運営方針を述べさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明を簡略化させていただきますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

さて、我が国の経済は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況からの持ち直しの動きに弱さが見られ、年明け以降の新たな変異株による感染拡大とコロナ禍での内外経済への影響を注視する必要があります。

国は、昨年11月に新型コロナの拡大防止、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保の4本柱で構成され、国と地方の歳出と財政投融资を合わせた財政支出が過去最大の55兆7,000億円に上るコロナ克服新時代開拓のための経済対策を策定し、閣議決定を行いました。この経済対策は、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を合わせた、いわゆる16か月予算として一体的に編成することとされております。

本町においても、こうした国の政策と連動し、適切に対応してまいりたいと考えております。

こうした中で編成いたしました令和4年度予算（案）について申し上げます。

一般会計の予算総額としましては、72億2,300万円を計上いたしております。対前年度比2億200万円の減少、率にして2.7%の減少となっております。

国民健康保険などの特別会計につきましては、総額といたしまして57億1,144万4,000円、対前年度比5,151万8,000円の増加、率にして0.9%の増加となっております。

私自身におきましては、住民の皆様からの信託を受け、皆様の温かいご支援のおかげで、町長就任13年目がスタートしております。この間、本町は財政の健全化に取り組み、過去に借り入れた町債の償還が財政負担となっていたことから、公債費負担適正化計画を策定することで、建設事業を計画的に実施するとともに、将来負担の抑制に努めてまいりました。平成26年度には実質公債費比率を18%未満に抑制することができたことで、平成28年度までの計画に対し、2年前倒しで目標を達成することができました。結果として、住民の皆様から長年ご協力をいただいております固定資産税の超過課税率について、行財政集中改革計画を基に、平成19年度から実施されていた超過課税率0.3%のうち平成25年度に税率0.1%を、平成28年度には0.1%をそれぞれ引き下げ、残りの0.1%につきましても、新型コロナウイルスによる家計への負担軽減を図るため、令和2年をもって超過課税の解消に至りました。これまでの皆様のご理解、ご協力に改めて心より感謝申し上げます。

また、これら財政の立て直しの取組に加え、子育て施策の充実、教育環境の整備、いきいきパークみさきへの企業誘致、第二阪和国道の全線開通や道の駅みさき夢灯台の開駅など、町民の生活の質を高め、地域の活性化を図るための様々な施策に取り組んでまいりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、これまでの状況が一変し、本町では、令和3年度においても昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に係る臨時交付金を初め、国から財政支援を受け、町民の皆様への命と健康、そして生活を守るため、様々な新

型コロナ対策を行ってまいりました。そして、令和4年度につきましても、新型コロナウイルス対策に万全を期し、住民の皆様の暮らしをしっかりと守る施策を推進してまいります。加えて、人口減少や少子高齢化により今後も厳しい環境が続くことが予想されますので、これまでに引き続き、行財政改革に取り組みながら、地域の力を生かした地方創生や子ども・子育て支援に関する施策を推進してまいります。

また、過疎地域への指定後、初めての当初予算編成でありますので、過疎指定に伴う有利な財政措置を活用し、複合型も含めた図書館施設の整備について検討を開始するなど、町の未来を見据え、生活の利便性と満足度をさらに高め、地域の魅力をより一層向上させるため、官民連携のネットワークや未来技術も活用し、事業を推進してまいります。

また、防災機能の向上等が懸案でありました役場庁舎の整備につきましても、将来、庁舎整備を進めるための基金を設け、財政状況を考慮した中で、庁舎整備に係る検討を進めてまいります。

今後も、本町の豊かな未来に向けて、行政と住民の皆様と協働でまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を改めてお願い申し上げます。

それでは、令和4年度当初予算案等における主な施策の概要について、第5次総合計画のまちづくりの目標に沿って説明いたします。

なお、会計別の詳細な増減額及び増減理由などについては、2日目の本会議において、副町長の中口から説明させていただきますのでご了承ください。

まず、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」でございます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ私たちの生活に多大なる影響を及ぼしております。令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、国、大阪府、関係機関と協力し、ワクチン接種事業を引き続き推進してまいります。また、感染拡大防止対策について、正しい知識・情報の提供に努めることで、住民自らが感染予防に取り組めるよう支援を継続します。さらに、地域医療機関における検査相談体制の確保・維持に努めてまいります。

医療体制につきましては、初期医療体制の充実のため、引き続き関係市町とともに、泉州南部初期急病センターの円滑な運営に努めてまいります。

国民健康保険事業では、大阪府健康づくり支援プラットフォーム等整備事業など、様々な健康に関するツールを有効活用し、特定検診の受診率の向上を図るとともに、後期高齢者医療制度における保健事業や介護予防事業とも連携を図り、若年層から高齢者までの生活習慣改善のための継続支援の実現を目指し、医療費適正化に努めてまいります。

低い受診率が課題となっているがん検診につきましては、啓発強化及び検診体制の整備に努め

てまいります。

これら健康に関する施策に加え、地域福祉施策としましては、地域福祉施策を拡充し、地域共生社会の実現を支える担い手、地域づくりを引き続き推進いたします。とりわけ相談体制につきましては、様々な生活課題を抱える相談に対応するコミュニティソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携するなど、総合的な相談支援を行い、地域に出向いて行う出張なんでも相談を引き続き実施してまいります。また、高齢者の安全・安心を確保するため、家庭での事故などに対応するための体制づくり及びその周知に取り組むとともに、地域住民や民間事業所等の関係機関と連携した地域見守りシステムの構築にも引き続き努めてまいります。

子育てに関する施策につきましては、妊婦・乳幼児保健施策として、一般不妊・不育治療費の助成により妊娠を希望する方の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、多胎妊娠に対しては妊婦健診支援事業を実施し、母体の健康管理を支援してまいります。加えて、既存の各種事業と併せて、妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、全ての母子の育児不安の解消、孤立を防ぐための切れ目のない支援を継続してまいります。特に近年、深刻な児童虐待事件が全国的に多発しております。そのような悲惨な事故を未然に防ぐことができるよう相談窓口の充実に努めてまいります。

令和2年に開始した本町の子どもが通う町内外の私立幼稚園等の給食費の負担軽減につきましては、令和4年度も引き続き助成してまいります。

次に、「あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち」でございます。

教育に関する施策としましては、令和4年度は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置し、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを推進いたします。

教育を相談事業としましては、就学前からのきめ細やかな教育相談を実施するため、小中学校及び幼稚園にスクールカウンセラーを引き続き配置いたします。

学力向上事業としましては、計画的に思考力、判断力、表現力等の向上を図るため、町独自で小学校学力診断テストを行い、学力の把握、分析、検証と改善を継続して実施するとともに、1人1台タブレット端末を活用した学習支援を実施してまいります。

体力向上推進につきましては、和歌山大学との包括連携による専門的な技術指導を備えた人的資源を活用した子どもの体力サポートを継続してまいります。

GIGAスクールの構想の推進に当たりましては、ICT支援員を配置し、ICT機器を活用した授業支援や校内研修等を実施してまいります。



教育施設における環境整備につきましては、老朽化が進む小学校のトイレを機能的で快適にするため、計画的に改修を進めます。また、中学校においては、テニスコートの全面張り替えを実施してまいります。

町民の文化環境に関する施策としましては、町立図書館の整備について、図書館等整備検討委員会を設置し、複合型も含めた施設の整備について検討してまいります。

令和3年度に空調設置設計業務を終える町民体育館につきましては、令和4年度に整備できるよう、国の補助金を活用した空調整備事業の検討を進めてまいります。

文化センターにつきましては、バリアフリートイレを設置するなど、来館者に安全・快適な環境を提供するための改修を進めてまいります。

次に、「新たな活力と魅力があふれるまち」でございます。

産業の活性化に関する施策としましては、企業誘致の取組として、多奈川地区多目的公園への事業用地ゾーンの企業誘致に続き、関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致の取組を関西電力、大阪府と連携して進めてまいります。

農林業政策につきましては、令和元年度に策定した「みさき農とみどりの活性化構想」に基づく取組の推進を図ってまいります。また、農業委員会等の関係機関と連携し、遊休農地の解消や農業の担い手不足の解消に努めるとともに、岬町の農産物を活用した特産品の開発支援を継続いたします。加えて、森林環境譲与税を活用した活性化施策の検討や森林整備等の取組も進めてまいります。

漁業振興につきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化について支援してまいります。

本町にある2つの道の駅については、本町の地域活性化の拠点として観光交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信を行ってまいります。また、開園から10年以上が経過したとっとパーク小島では、年次的に改修工事を進めており、令和4年度も継続して実施してまいります。加えて、昨年は友好交流都市である岡山県・美咲町の特産品が本町の道の駅みさき夢灯台でイベント販売されました。今後におきましても、相互プロモーションや民間ビジネスによる特産品交流等を促進してまいります。

観光振興につきましては、これまで本町では、岬町での滞在人口が比較的少ない冬季においても来訪者に楽しんでいただける山歩きや年間を通じて来訪者が見込めるサイクルツーリズムなどのPRや環境整備に取り組んでまいりました。

今後におきましても、新型コロナウイルスの収束を見据え、岬町観光協会を初め、産学官の関係機関と連携し、新たな観光資源の発掘、既存の観光資源の磨き上げ、それら観光資源の町内外へのPRに取り組んでまいります。それらと併せて、貴重な歴史・文化資源を生かしたにぎわいの創出にも努めてまいります。また、日本遺産葛城修験に登録された町内の寺院や近畿自然歩道のルートに係る案内板の整備、PRも行ってまいります。

広域的な観光振興としましては、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローと密に連携し、泉州地域における観光戦略の強化を図るとともに、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会、大阪観光局などの観光機関と連携し、サイクルツーリズム事業を初めとする広域的な観光振興事業のさらなる推進、国内外への積極的なPR、観光客の受入れ体制の充実に努めてまいります。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまち」でございます。

防災に関する施策としましては、防災活動に必要な資機材の整備に対する補助制度を継続し、引き続き自主防災組織の充実・強化に努めてまいります。また、危機管理担当専任職員を配置し、消防団員の充足や育成を行い、危機管理体制の充実・強化を進めてまいります。

災害時避難行動要支援者事業では、避難行動要支援者名簿を活用し、自治区・自主防災組織単位での個別避難計画の策定を促進するとともに、民生委員児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。

生活環境の整備に関する施策としましては、自治区への防犯カメラ設置補助制度を継続するとともに、泉南警察署と協力体制を取り、町内の主要なポイントに設置した防犯カメラを活用し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、引き続き犯罪のない社会環境の充実に目指してまいります。

ごみ処理施設の整備につきましては、経年による劣化が著しい焼却炉の天井部の耐火物更新工事を行い、ごみ処理施設の焼却能力の維持に努めてまいります。

次に、「安全で快適な住み心地のいいまち」でございます。

道路施策としましては、町道美化センター連絡線について、道路の見通しを改善するため、府道との交差点と曲線部の改良・整備を進めております。さらに、町道西畑線池谷集落区間のバイパス化の整備を推進するとともに、災害等緊急時及び下水道整備促進のための道路として、府道岬加太港線、池谷交差点を起点として、町道池谷向出連絡線の整備を推進します。

第二阪和国道につきましては、平常時、災害時を問わず、地域の安全・安心を確保するため、早期の複線化を要望してまいります。

みさき公園につきましては、令和2年3月末、南海電鉄によるみさき公園運営事業撤退以降、

本町はみさき公園を都市公園として存続し、令和3年7月から先行開園するとともに、本町への集客とにぎわいの中核拠点として、住民や周辺自治体の利用者にも親しまれる新たなみさき公園として再生できるよう、民間の資金やノウハウを最大限に活かした魅力ある都市公園の実現を目指し、現在、PFI法による特定事業者として選定した新たなみさき公園整備運営等事業への応募事業者の選定審査事務を進めているところであり、引き続き事業の推進を図ってまいります。

港湾につきましては、物流拠点や災害時の拠点となることから、重要な課題と考えております。深日港につきましては、深日港活性化イベントを開催するとともに、令和4年度についても深日港と洲本港を結ぶ旅客船を運航できるよう、関係機関と調整し、大阪湾を周遊する広域観光の実現に努めてまいります。

下水道事業につきましては、深日地区において公共下水道事業を引き続き推進いたします。また、小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への接続を引き続き促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ってまいります。

岬町営住宅長寿命化事業につきましては、町営住宅の居住性・安全性等を長期間にわたって維持するため、令和3年度に策定した岬町営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事に向けた事業に着手いたします。また、管理不全な空き家等の解消につきましては、平成30年度に策定された岬町空き家等対策計画の基本方針に基づき、適正管理が行われていない空き家等の改善指導、空き家等の除却補助事業を引き続き実施するとともに、民間事業者とも連携し、利活用についても検討してまいります。

最後に、「すべての人が輝くまちづくりを進めるまち」でございます。

官民連携の取組につきましては、令和3年度には町のSNSや広報誌を活用した情報発信戦略や職場環境接遇改善等について、民間の専門人材から助言を頂くなどの取組が実現しました。今後においても、行政が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域活性化等に民間のノウハウ、アイデア等を積極的に活用してまいります。

また、定住促進施策としましては、住宅取得等に対する支援措置や府営住宅を活用したお試し居住を引き続き実施してまいります。令和3年度より取り組み始めた町のPR番組の制作については、認知度の向上を図るとともに、施策内容を対外的に広報し、移住・定住の促進に努めてまいります。

結婚新生活については、令和3年度同様に、国制度で実施される補助に対し、町単独で補助金の上乗せを行います。新規事業としましては、婚姻された方々に対し、新たな結婚祝金支給事業を、また奨学金の返還を行っている方々に対し、奨学金返還支援事業を町単独事業として行って

まいります。

既存事業であります出産祝金については、令和4年度においても、引き続き近隣の他市町村に比べ高い水準での支給を行ってまいります。創業者や農業・漁業に新規就労される方、地域資源を活かした特産品開発に取り組む事業者等については、商工会、地域金融機関とも連携し、引き続き支援に取り組んでまいります。また、地方創生の取組を加速させるため、国の特別交付税を活用した地域おこし協力隊事業を引き続き行い、空き家の利活用、移住・定住支援、関係人口の創出に向け取り組んでまいります。

岬町男女共同参画プランにつきましては、男女平等に基づくお互いの人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図るため、第3次岬町男女共同参画プランを策定し、令和5年度より運用が図れるよう努めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、平成23年に大阪府立大学と締結した包括連携協定に基づき、留学生との交流を通じた地域活性化プロジェクトを継続することで、国際感覚豊かな人材育成、地域の国際化を推進するとともに、観光振興施策との連携にも努めてまいります。加えて、本町在住の高校生が短期間の海外留学を行った際の金銭的な支援として、グローバル人材育成支援制度を創設し、国際的な人材の育成を進めてまいります。

行財政改革につきましては、町財政を取り巻く厳しい環境の中で、令和2年度をもって計画期間が終了した第3次集中改革プランの次期計画の策定に取り組んでまいります。

行政のデジタル化の推進としましては、令和3年度に策定した岬町DX基本計画に基づき、行政手続のデジタル化を推進し、各種住民サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図ってまいります。

以上が令和4年度の町政運営方針の基本施策の概要であります。これらの事業の推進に当たっては、議会並びに住民の皆様のお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度の町政運営方針とさせていただきます。

長時間、ご清聴を賜り、誠にありがとうございました。

○道工晴久議長 町長の説明が終わりました。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

○道工晴久議長 日程第4、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、質問議員と質問議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び換気をしながら行いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者のマスクの着用については各自の判断にお任せいたします。

マスクを着用されますと聞き取りにくい場合もありますので、できるだけマイクの近くで質問及び答弁を、ゆっくりと大きな声でお願いいたします。

それでは、奥野議員の答弁者及び町長、副町長、教育長、総務部長のみ残っていただいて、他の方は退席願います。

それでは、初めに奥野 学君。

○奥野 学議員 おはようございます。奥野 学でございます。

先ほど田代町長より令和4年度町政運営方針を公表されました。3期12年のいろいろな対策を実施していただきました。令和4年度もどうぞよろしく、引き続きお願いいたします。

しかし、現在、コロナ禍の厳しい状況において、住民の皆様の命と健康を守る対策として、ワクチン接種に関して、より早く、より確実に3回目接種を実施していただいております。また、今後、5歳から11歳までの子どもたちのワクチン接種をスムーズに行えるよう、よろしくお願いいたします。

コロナ感染の一日も早い収束に取り組んでいくことが最優先ですが、私の今日の一般質問においては、コロナ収束後の岬町におけるまちづくり推進に向けた質問通告をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

1点目の質問は、深日漁港ふれあい広場についてお聞きいたします。

この質問は、昨年12月定例会においてもこの質問をさせていただきました。このときの答弁を再度読み返したところ、私の認識不足であるように思いましたので、再確認させていただきました。

そのときの答弁は、「深日漁港ふれあい整備事業は大阪府が実施主体となり、平成20年度までに埋立造成や防波堤など整備した後に、社会経済情勢の変化により計画変更され、平成26年度から多目的広場の整備として再開され、平成28年度にトイレ、給排水、照明設備などの整備がされ、事業が完了しております。」と答弁をいただきました。

そこで、当初の大阪府の計画はどういう内容であったのか、お尋ねいたします。

また、今の私の認識では、この広場の悪臭問題と内水排除を大阪府で早期に施設改善していただき、その後に岬町に移管を受けて、当町において活性化施設を建設するものと思っております。しかし、先の答弁から、施設建設も大阪府が事業主体となり進めてもらうのかとも受け取れます。この2点についての見解をお聞きいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

まず、深日漁港ふれあい広場の当初の事業計画につきましては、深日漁港において、府民と漁業者との交流などを促進する拠点形成を目的に、大阪府が大阪岬地区新マリノバージョン拠点交流促進総合整備計画を作成し、水産庁の認定を受け、平成7年度に漁港整備に着手しました。その整備内容としましては、多目的広場、駐車場、修景緑地、磯場プロムナード、展示水族館、水産資料館、レストラン、地場特産品展示販売施設、加工場施設、荷裁き場などの整備が計画されておりました。

なお、各施設の用地の整備に合わせ、展示水族館、水産資料館の建設につきましては、大阪府が事業主体となっております。しかし、大阪府が整備を行う施設について、平成20年に大阪府が財産難を理由に施設整備を休止しております。

次に、活性化施設も大阪府が事業主体となるかということのご質問だったと思います。

活性化施設につきましては、例えば、先ほどお示ししましたレストランなど、もともと漁協などが事業主体と計画ではなっております。しかし、大阪府が整備を行う施設についても、いまだめどが立っていないことから、今後も大阪府が主体となって事業計画を再検討し、提案することが基本であり、本町は大阪府と協議調整を図りながら、漁業関係者や地域住民の意見を聞き、深日漁港の整備の基本テーマでもある海とふれあい、人と出会える漁港を実現できるよう進めていくことが重要であると考えているところでございます。また、この広場の活用につきましても、漁業関係者と住民のふれあい場となるよう、深日漁協を初め、地域の方々と連携を図りながら、深日漁港ふれあいフェスタの継続、また深日洲本航路の定期運用や新たなみさき公園の整備が実現すれば、これらの事業と連携することにより、広場を活用した地域のにぎわいを創出できるものと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 令和3年12月定例会において、一般質問後、田代町長自ら大阪府、吉村知事に深日漁港ふれあい広場整備について整備交渉していただいたとお聞きしております。その進捗状

況はどのようになったのか、田代町長にお尋ねいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

過去のこの計画の内容については、ただいま担当部長からる説明のあったとおりでございます。

私が就任する以前、たしか私の記憶では、平成6年からこの事業がスタートして、それで平成21年に就任したときには、既に埋立は終わっていて、それから悪臭問題と内水排除の問題が大きく地域の皆さん方にご迷惑をかけているということから受け継いだものであります。

そんな中で、平成22年の台風による大雨、そして平成23年と続いたと思うんですけども、その当時、北出地区が床下床上浸水に遭って、私も体を張って地元の皆さんと一緒にその対策をやった記憶があるんですけども、そういった中で、あれを埋立てすることについては何ら、地域にとってはありがたいことでよかったんですけども、残念ながら、その当時の雨量計算と今の現在の雨量とは異なって、当時は40ミリから50ミリ程度の計算だったのかなという記憶はしておるんですけども、最近では70ミリ、90ミリと、時によっては100ミリを超すそういった大雨、ゲリラ豪雨によってかなりの雨量が発生してきて、内水排除ができない状況になっておることは議員さん、よくご承知だと思います。

そんな中で、私どもとしては、長年、就任以来ずっと、これは大阪府水産課と話をし、何とか悪臭対策と内水排除をやってほしいと。内水排除というのは、大阪府の埋立地の内水排除ということなんです。それを何とか改善してほしいということで、再三、再四、話合いをやってきました。時には、地元選出である府議も一緒に入っていて、それで、最後には土井府議が入った中では、やはりこれはポンプアップせなあかんということで、結論は出ておりませんが、そのときの話合いの終結というのか、会議の終わりには、まず大阪府が責任を持ってやっていくということで終わっていたかなというふうに思っております。

その後、コロナの状況が発生をして、なかなか会議が持てない中で、大阪府から何らかの形で言ってくるのかなと思っていたんですけども、なかなか言うてこないものですから、昨年12月の大阪府の会議のときに、たまたま知事さんと大阪市長さんと我々町村会の会長、また市長会の会長との会議の場がありました。

それを終えた後に、立ち話で申し訳なかったんですけども、この問題を知事は知つとるか、今、岬町はこんな状況の中で、埋立てされたままで放置されているんだと、これについて、知事、何とか協力してほしいということをお願いしたところ、知事は全く知らない、このことにつ

いては分からないと。早速、秘書長を呼ばれて、それで秘書長に、この問題について、岬町と十分資料を集めて、そして、その報告をするようにということを私の前ではっきりと秘書長に指示をされました。そして、そのときに知事さんに、このことは絶対頭の隅に置いてほしいということをお願いしております。それはしっかりと、私、頭の中に入れとくよという会話でしたけども、その後、うちの大阪府から出向されている窪田理事、そして部長ともども資料を持って、知事秘書長と話し合いをして、後日、この4日に再度協議をすると、これは、知事の意向を受けて、大阪府は会議をするということで、今日、秘書長の話によりますと、岬町さんの意向を十分に踏まえただ中で検討していくようにという指示をいただいたというふうに聞いていますので、今後、なるべく早く地元の皆さん方にご迷惑をかけておりますので、あそこをきちっと整備をした後は、岬町が引き取って、そして管理運営をやっていきたくと。しかし、当時の計画をしておりました内容ですけども、もう既にこの事業は終わっておりますので、なかなか水族館の展示館とか、先ほど担当のほういろいろ申し上げましたけども、そういったことを大阪府に要望するのは難しいのかなというふうに思っております。

今後、そういった悪臭対策と内水排除の問題が解決すれば、また新たな会議を進めていきたいと、このように思っておりますので、できるだけ早いこと、この問題については解決をしてまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁の中では、3月4日に大阪府と再協議の場を持っていただくという答弁をいただきました。いい方向にどんどん進めていただければありがたいと思っておりますが、最後に、田代町長にも改めて要望しておきたいと思っております。

私は、現状ではなかなか大阪府において前進は難しいと判断しております。悪臭問題と内水排除を優先して大阪に対応していただき、跡地整備は岬町に早期に移管を受け、施設などは岬町で自由に計画していただきたいと思っております。衆議院、谷川とむ代議員にも全面的に協力すると言っておいておりますので、よろしく願いいたします。

この問題はこれで終わらせていただいて、2点目の問題は、各小学校体育館エアコン設置についてです。

昨日、午後から各3小学校体育館にエアコン設置後の見学をさせていただきました。各小学校ともすばらしい設備ができておりました。そして、ボンベハウスの横に炊出し用ガスコックが設置されておりました。長期戦になったときは便利よく使用できると感心いたしました。

教育委員会担当課においては、補助金確保から大変ご尽力をいただきましてありがとうございます



ます。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

さて、これから供用されることとなりますが、今後、一般開放となったときはコインタイマーを設定することになりますが、当町の使用料金はどのように検討されているのか、先進自治体料金はどうなっているのかを参考にお教えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校体育館の空調機器設置工事につきましては、既に、ご存じのとおり、令和4年1月末に完了し、昨日は議会議員の皆様にも視察していただいたところです。

空調機器の使用料につきましては、先進自治体であります箕面市では、1時間当たり小学校で1,500円、中学校で2,500円となっております。

本町におきましては、体育館の空調機器を稼働させたときのガス使用料と電気使用料の単価を基に試算したところ、1時間当たり1,126円となることから、一般開放等で使用される場合の使用料を1,000円に設定させていただきたいと考えております。現在、実費徴収に関する要綱を作成中であり、一般開放等で使用する方の利便を図るため、本要綱では、使用料を30分500円とし、町が主体となって行う事業や行事等を実施するために使用する場合には実費徴収しない方向で検討しております。

本要綱は、令和4年4月1日から施行する予定となっております、4月1日以降、一般開放等での使用が可能となります。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 教育委員会及び建築課担当の皆様にはご尽力ありがとうございます。続きまして、町民体育館と岬中学校体育館にもエアコン設置が早期にできますように、よろしく願いをいたします。

続きまして、3点目の質問は、町道池谷向出連絡線が完成後、深日地区向出北、向出南、門前、兵庫4地区の下水道管敷設年次整備計画についてお尋ねをいたします。

私の地元向出北、向出南、門前、兵庫地区についての下水道管布設計画は、私が議員にならせていただいて19年になりますが、それ以前から全く事業計画区域外でした。この地域を跳び越え、岬町役場周辺及び多奈川地区が先行し布設されていきました。

これまでも、この地区への早期に利用計画区域への編入を再三、一般質問などで要望を重ねてまいりました。ようやく19年目して、兵庫地区の池谷川沿いが先行して布設工事が始まりました。今後、多奈川線より山手側、コメリ岬店周辺を含む向出北、向出南、門前、兵庫地区の4地

区の布設年次整備計画についてお尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えいたします。

平成30年における一般質問の際にお答えさせていただきましたとおり、既に、令和元年度にこの地域を対象とした詳細設計を行っております。その詳細設計に基づき、令和2年度に下水道管敷設工事を計画し、当初予算にて予算化し、議決をいただきましたが、令和2年9月の事業委員会協議会でもご報告いたしましたとおり、その設計の見直しが必要となり、工事箇所を変更し、令和3年度に改めて当初予算に計上し、議決をいただきました。その予算において、現在、町道門前橋線の臨港道路から門前橋付近までの区間、延長約150メートルにおいて、下水道管の埋設工事を実施しております。

この地域の今後の下水道整備につきましては、令和4年度において、町道池谷向出連絡線整備事業に併せ、門前橋付近から府道岬加太港線までの区間に下水道管の埋設工事を行う予定としております。また、令和5年度において、府道岬加太港線にある流域下水道1-23分区マンホールに接続するとともに、池谷川下流のマンホールほか1か所にマンホールポンプの設置工事を行う予定としております。

なお、令和6年度以降については、平成13年度に事業計画を変更した区域を優先する必要があるため、役場周辺の整備を令和8年度まで予定しており、令和9年度から向出南地区、兵庫地区、門前地区、向出北の府道岬加太港線より南側の順番で下水道の整備計画を予定しております。また、府道岬加太港線より北側の向出北地区につきましては、コメリ岬店周辺も含め、さきにお示しをした整備計画の予定を優先し、その後、整備を進めていきたいと思っております。

この下水道の整備を進めるに当たりましては、厳しい町財政の状況下での事業推進となり、これまで下水道整備に伴い発行した町債の償還もあることから、緩やかな計画で進めざるを得ないことをご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 奥部長に要望させていただきます。ようやく地元での下水道工事がどんどん進めていただけるものと思っておりましたが、令和6年度から8年度まではまた役場周辺への整備に入るとのことです。しかし、町財政は厳しいということを承知しておりますが、今年度から過疎対策事業債として約2億円の予算組みをされております。この対策債を利用して、推進していただくことはできないのでしょうか。不公平感がないように要望して、この質問を終わらせていただきます。

最後に、4点目の質問は、本庁舎建て替えについてお尋ねいたします。

この質問は、通告初日の2月8日に提出しました。同じ日に、3月議会での予定議案の一覧表が総務課より提出されました。その予定議案の中に、岬町庁舎整備基本条例の制定についての上程がありました。ようやく本庁舎整備に向けて腰を上げていただいたと思っています。

私は以前より、神戸での大震災で、マンションなどの倒壊で犠牲になった方々らが耐震補強すらしていないということで損害賠償事件として訴訟となり、犠牲になった方々への賠償判例がたくさんありました。本庁舎には、本年度現在、正職員108人、会計年度任用職員58人、再任用職員10人、任期付職員18人、我々議会議員11人、合計206人です。今後、平日昼間に南海・東南海大地震が発生したならば、また、議会中であれば、我々議員も含め多くの犠牲者が出るのが目に見えております。これは、天災でなく人災であると私は考えております。

そこで、この件について、田代町長に直接お尋ねをいたします。

重要課題もたくさんある中で、この本庁舎整備において、私は最重要課題であると考えています。そこで、田代町長の見解をお尋ねいたします。

また、岬町庁舎整備基本条例が制定後、庁舎整備基金積立計画についてお尋ねいたします。

毎年、どれぐらいの金額を何年間積み立てるのか、積立総額はどれぐらいを計画しているのか、お尋ねをいたします。田代町長、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

庁舎建設は、議会でも庁舎建設の特別委員会を設置していただいて、検討いただいているわけなんですけども、庁舎建て替えについての必要性は私も十分理解をしております。

そんな中で、以前、議会の皆さんのご同意を得て、万が一、庁舎に地震等が起きて倒壊するようなことがあったらということで、そんなときに危機管理体制が全く駄目になってしまうということになるので、危機管理、そういった情報管理をしっかりとしていこうということで、坊ノ山に発信基地を設置した経過がございます。これは本当に、議会の皆さん方のご協力を得たからこそ、あそこに情報発信基地ができて、いざ庁舎が倒壊しても、情報発信、また事務を停滞することのないように、そういった意味で設置しておりますので、その点は問題ないのかなというふうには、事務的な問題ではいろいろ、多少混雑もするかと思いますけども、そういった一番肝心な情報の共有、また情報の確保、また情報の発信、そういったものについては問題ないのかなと思っています。

そこで、庁舎を今後、建設をどのようにしていくのかということですけども、今定例会でご提

案申し上げております庁舎整備基金条例を提案しております。まず、基金を積み立てていかないと、今の岬町の財政力では建て替えていくというのは難しい問題があつて、まず財源措置ができないということでもあります。そんな中で、過去に庁舎を建てて、財政再建団体に陥ったという苦い経験もしておりますので、そういうことにならないためにも、やはりきっちりとした財源計画を立てていかないといけないと、このように思っております。

熊本地震のときに特別措置の中で、国の支援措置として市町村役場緊急保全事業制度がありました。その延長を求めたんですけども、これは私個人が求めたのではなく、全国市長会・町村長会で国のほうへ延長の要望を行ったんですけども、残念ながら延長がかなわなかったということもあつて、各老朽化した庁舎・役場を抱えている市町村においては、この建て替えについていろいろと苦慮されていると思っております。

そういった状況で、なかなか財源が、国の財源措置を求めてもなかなかできないものですから、やはり常時、毎年、単独で基金を積み上げて、そして建て替えを行っていくということですけども、先ほど過疎債でという話がありましたけども、これは多岐にわたった事業をやっている中で、過疎債を活用していくということでもありますので、庁舎に関連して利用してしまうと、もうそれだけで終わってしまうというのがあるかなというふうに思っていますので、全体的に考えて、先ほど町政運営方針の中で申し上げさせていただいたとおり、まず少子化が続く中において、どうしたら若い世代の子どもさん、また家庭の方、そして高齢者の方が使える、そういったことは何かなということで、いろいろ検討に検討を重ねた結果、やはり老朽化している淡輪の公民館、ああいう高台にあるために高齢者が使えない、使い勝手が悪いということもあつて、それから、言わば子どもたちがいろいろ図書の本を借りたいと思つてもなかなか借りれないということがあつて、一時期は阪南市の図書館を活用するために阪南市さんをお願いをしたんですけども、かなり高額な負担を強いられるということで断念したことがあるんですけども、そういった意味で、図書館建設等を含めて検討していくのが今、最優先事業としては、この庁舎も間違いなく最優先事業なんですけども、これは職員のみならず、議会の皆さんもそうなんですけども、住民も同じことじゃないかなと。地震が来たときには、まず外へ逃げるということ、これをしっかりと認識した上で、万が一、地震が起きた場合、庁舎の外へ出ていただくということをまず認識をして、その啓発に努めていかないといけないなと思っておりますけども、その中で、庁舎建設については、いろいろと今後計画していくんですけども、大体、試算とすれば、安くても20億円から30億円ぐらいかかるということですので、それはあくまでの概算の概算なんですけども、私どもが考えておりますのは、基金の積立については、毎年、決算の余剰金を財源として積み立てていき

たいなというのがあります。大体、令和2年度は6,700万円ぐらいの決算余剰金を計上しておりますので、また令和3年度については3,400万円の財政調整基金の積立を行っている。そういったことから、今後は、そういった黒字額を増やしながら、その余剰金をもって積立をしながら、庁舎建設の費用に充てていきたいと、このように思っております。

以上が考え方ですけれども、議員さんのおっしゃる庁舎建て替えについては、私も喫緊の課題だなということは十分承知しておりますけれども、岬町の公共施設が次から次へと老朽化してきていますので、そういったところに住民の皆さんが十分、言わば日頃からこうしてほしい、ああしてほしいという中で、最優先として考えていくのが私どもの立場かなと、このように思っておりますので、その辺はご理解をしていただきたいなというふうに思います。できるだけ計画を立てて、条例を制定するからには、基金を積み立てながら頑張っていきたいと。

これは補足ですけれども、庁舎検討委員会の諮問もさせていただいた、その結果が財政難であることから、いろいろ検討に検討を重ねていただいた結果、私のほうに答申が出てきたのは、やはりこの場所で建設をすること、そして財政破綻を起こさないために、財政状況をしっかりと見据えて計画するよというご意見を頂いておりますので、そのことも踏まえて検討してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの質問の中で申し上げたように、平日昼間の大震災が発生すれば、本庁舎だけでも200人以上の犠牲者が出ます。災害対策本部すら立ち上げることができません。それを想像するだけで大変恐ろしくなります。ほかの事業を少し縮小して、できるだけ基金に回すことを検討していただきたいと考えます。田代町長に強い要望をして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩を行います。再開は11時20分からとさせていただきます。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃でございます。指名をいただきました道工議長、ありがとうございました。

冒頭、町長より私、竹原10年のお話をいただきました。いろいろな思いはございますが、これは定例会3日目の伝達式の後にお礼の言葉を申し上げたいと思います。

一般質問に当たりまして、まず、現在、新型コロナウイルス対策として、様々な取組が役所や地域で実施されております。これもひとえに、ウイルスにより亡くられる方や後遺症に苦しむ方がいなくなるように防ぐためであって、私としまして、様々な場面でコロナ対策に取り組んでいる所存でございまして、今定例会においても、一般質問に臨むに当たって、理事者側の負担を少し減らすというのを目的として時短に努めたいと思っております。答弁の今日出席の皆様にもご協力いただいて、いい答弁を手短かにしていただきたいとお願いするものでございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大きな一つ目でございます。各種選挙の投票率を上げるためにというテーマでございます。

岬町において実施されたここ数回の選挙において、投票率の推移について、担当課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

岬町で実施された近年の選挙の投票率を見ると、昨年実施された衆議院議員総選挙が62.35%、町長選挙が61.96%、令和元年に実施された参議院議員選挙が55.11%、平成31年に実施された大阪府知事選挙が53.26%、大阪府議会議員選挙が52.55%となっております。投票率は、投票日の天候や政治への関心度により変動はあるものの、総じて全体的に低下傾向にあります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま総務部長より答弁をいただきまして、各種選挙の投票率、前後はあるけれども、低下傾向にある。60%台並びに50%台というのは、ほかの市町村に比べれば高いほうではあると思われませんが、岬町の以前の投票率のことを思うと、ぐっと下がってきているのではないかと思われま。

そこで、選挙管理委員会を運営している事務局があるところにおいて、投票率が下がる原因と課題について、どのように分析、そしてまた、どのような対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

投票率の低下は、本町だけの状況ではなく、全国的にも課題となっております。総務省が公表した令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙における年齢別投票率の全国結果によりますと、20歳代前半が33.62%と最も投票率が低く、年代が上がるに連れて投票率も上昇し、70代前半が73.27%と最も高くなっております。

公益財団法人明るい選挙推進協議会が平成30年7月に公表した第48回衆議院議員総選挙全国意識調査によると、投票に対する意識では、年代が若くなるほど「投票する、しないは個人の自由」という意識が高くなる結果が出ており、20歳代では47.8%と、「国民の義務である」25.3%、「権利であるが棄権すべきでない」23.7%を大きく上回っております。また、棄権の理由では、全体では、「選挙にあまり関心がなかったから」が20.4%で最も多く、次いで「適当な候補者も政党もなかったから」が20.2%で僅差で続き、以降、「仕事があったから」が18.9%、「政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかった」が12.9%、「選挙によって政治がよくなれないと思った」が12.4%と続いております。20歳代以下では、「仕事があったから」が33.3%と最も多く、次いで「選挙にあまり関心がなかったから」が32.0%、「政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかった」が20.0%となっております。

各選挙管理委員会では、期日前投票の投票所の運営時間の延長や期日前投票所の増設、投票立会人の募集など様々な取組が行われておりますが、思うような結果が出ていないとも聞いております。投票環境の向上や啓発活動ですぐに結果が出るものではありませんが、継続、改善していくことが大切であると認識しており、現在、地域のご意見も伺い、投票区の一部見直しも検討しているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務部長より投票区の一部見直しに着手している旨もお聞きしました。それと、細かい数字でございますが、なぜ投票に行かないのかという分析もお聞かせいただきました。若い年代が選挙に行きづらいといった面は、やはり魅力のある候補者というのを用意できなかったというところも多いのかとも思いますし、必要性がないと思っていることに関して、まだまだ取組が少なかったのかとも自ら反省するところでもございます。

そこで、やはり岬町の課題として、選挙に行きたくても実際に足を運んで行くには遠過ぎて行けないといった声もお聞きします。どうしても行けないから連れに来てくれるかと。連れに行く陣営もあつたりしますけれども、一律に何か取り組まなければならないと思っております。

そこで、私がちょうど同じような質問を平成30年6月の定例会に質問をさせていただいてお

りましたが、各自治体で移動投票所の導入が進んできております。私もいろいろな選挙を手伝いに行く立場でございます、いろいろなところで、いろいろな選挙の活動を見てきております。スーパー並びに駅に期日前投票所を設けて、手ぶらで来てくれても、身分証明書さえあればすぐ投票できるよと呼びかける人たちもいるぐらいで、いろいろな知恵を使って投票を呼びかけております。岬町において、この移動投票所の導入というので、各地に選挙に行ってくださいと。今まで投票所が遠かったエリアに出向くことで投票率が上がるのではと思うのですが、それについて、ご検討いただけたのかどうかも含めまして、ご答弁をお願いいたします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

以前も議員のほうから移動投票所等のお話、ご提案をいただいたところでございますが、まず移動投票所の在り方につきましては、期日前の移動投票所ということで、一般的には投票所の統廃合等で、投票所に行くことが難しい地域で主に導入されているのかなと考えてございます。

本町におきましても、投票所の統廃合等によりまして、投票所に行くことが困難となる地域への対応の一つと考えておりまして、投票率の向上のための導入という点では、有権者間の投票機会の公平性や町の執行する選挙の期日前投票の期間、それと移動投票所を運営するための人員の確保の点ということから課題も多いかなと考えているところでございます。その辺等も踏まえまして、現在、地域のご意見も伺いながら、投票区の一部見直し等も行うことで、より投票しやすい環境への見直しというか、改善を図っていきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 いろいろな観点から、公平性を保てるのかどうか。実際、投票に行くに当たっても、投票所に近い、遠いというところも公平なのかどうかという問題もありますし、また、期日前投票の期間が実際、議会選挙や町長選挙、火曜日始まりの日曜日投票で、期日前が水、木、金、土と4日間しかない。その期間でどれだけ回れるのかということもございます。しかし、やってみないと分からないこともあると思います。町長選挙なり町議会選挙においては単費で行うことになっておりますが、国の選挙なり、府の選挙なり、そのようなところで、ほかに費用が出るようなことがありましたら、一度試してみて、どうかというのを検証することもありかなと思っておりますので、西総務部長、もう総務部長に就任されて恐らく5年は経っているのかなと。来年するのであれば6年目、もう一周されているのですよ。課題も一番分かっておられる方だと、このように思っております。

選挙の投票率を上げることによって、好循環を生んでいただきたいというのが私の今日の質問



の意図でございまして、投票率を上げることによって、固定票というのではなくて新たな票の掘り起こし、新たな票の掘り起こしというのは、新たな議員が出やすくなると、手を挙げやすくなるといったことです。今までと違った考えの議員が出てくることで、やはり議会が活性化し、その議員が地元で訴えてきたそれぞれのマニフェストを実施することで、町が少しずつ変わっていく。そして、その地区のリーダー的な人材も育てることができる。そして町がにぎやかになってくる。町の価値が上がる。そして、土地の価値も上がってくる。ひいては、税収入も上がってくる。そのような好循環を作っていたいただきたいと思っております。

これは、行政がすることと選挙管理委員会が考えていただくことなので、これまでにとどめておきたいと思いますが、ぜひ何らかの施策を要望させていただきたいと思っております。

15分たちましたので、次の質問に移ります。

航路再生事業の今後についてということで、深日洲本ライナーを初めとする、地図上に航路が載るこの事業ですね。改めまして、この事業の目標とこれまでの経過というのを少し、短縮バージョンで披瀝していただきたいと思っております。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町では、深日港洲本港航路の復活により、一度は途絶えた人の流れを取り戻すとともに、町の価値を高めることを目標として、平成29年度から深日港と洲本港間において、深日洲本ライナーの運航による航路再生の社会実験を実施してまいりました。運航に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金を活用し、平成29年度は岬町の単独事業として、平成30年度からは大阪湾をつなぐ広域型サイクルツーリズム事業として、3か年の地域再生計画の認定をいただき、洲本市との広域連携事業として実施してまいりました。

平成29年度から令和元年度までの3か年においては、延べ389日間の運航で3万5,297人の方が利用されるなど、航路として周知されてきたところです。しかしながら、洲本市との広域連携事業の最終年度である令和2年度の運航につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から運航を中止せざるを得ませんでした。

国からの地方創生推進交付金につきましては、令和3年度への繰越しが認められ、運航期間を令和3年6月26日から11月28日までのお盆期間を含む土日祝の57日間の運航を計画しておりましたが、相次ぐ緊急事態宣言の発出により、当初計画していました6月26日からの運航は延期を繰り返す事態となりました。10月1日には緊急事態宣言は解除されたものの、残された計画期間が短いため、航路を中止する選択肢もありましたが、ようやく周知されてきた深日港

洲本港航路を令和2年度に引き続き中止することはせず、短期間でも運航すべきであるとの考えで、洲本市との協議が整い、10月23日から11月28日までの土日祝の14日間の運航を行ったところです。短い期間ではありましたが、2,143人の方にご乗船をいただき、また、自転車積載率も20%を超え、1日平均で過去最高の乗船者数を記録するなど、皆さんが深日洲本ライナーの運航を待ち望んでいたと感じたところです。

このように、コロナ禍の非常に厳しい状況下ではありますが、継続することにより認知度も上がり、多くの方のご乗船いただけるものと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まちづくり戦略室長より経緯を述べていただきました。

私も、議会の中で深日港活性化特別委員会の委員長もしていることもあって、この航路再生事業がこれからの岬町の行く末に当たって重要なウエートを占めていく。やはり、岬町の価値の一つとして、海とつながっている、ここからどこへでも出ていけるということがやはり町の強みだと思っており、事業を進めたいと応援をしているものでございます。

先ほど町長からの運営方針の中で、令和4年度においてもこの計画を進めていきたい旨の話でしたが、具体的に、令和4年度の計画と見通しについて、担当課からご答弁いただきたいと思えます。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度は、度重なる緊急事態宣言の発出により、14日間の短い運航となりました。このようなことから、令和3年12月に、田代町長は竹内洲本市長とともに内閣府を訪問し、認定期間の延長要望を行ったところです。しかし、内閣府からは、認定期間の延長は困難であるため、現事業の効果を検証・分析を行った上で、新たな課題に対し、他の施策と連携し、深化・高度化した事業として申請するよう助言を頂きました。この助言に基づき、新たな事業名を広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業として、一つ目として、滞在型・着地型観光プログラムの造成、二つ目として、大阪湾南回り広域観光ルートの形成、三つ目として、サイクリングの促進を新たな地域再生計画に加え、洲本市との広域連携事業として内閣府へ現在申請を行っているところです。認定されれば、今後、新たな3か年事業として運航を計画しております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まちづくり戦略室長から新たな3か年事業として計画にしたいといったことでございました。これはまだ国のほうで決定されていないとは思いますが、今までの流れをくみます

と、実際に走り出すのかなというように感じております。いろいろな観点から、今まで行ってきたのを含めて、どういった発展をしていくかというのはこれからの課題だと思うのですが、私が思うには、やはりこの事業、はるかなる淡路を望み、行き交う船に夢乗せて、伸びゆく岬というこの歌にもあるとおり、やはりしっかりと進めていくためには、退路を断ってこの事業を進めていくために、岬町において船を用意して、職員でも運転していけるといった覚悟が必要だと思っています。

現在、恭兵船舶さんに運航を委託して、委託料をお支払いして運営していただいているということではございますが、やはり自前の船を持って自由に行き来できると、こういうことに関してすぐ対応できるという船をどこかで調達してきていただいて、何とか町の価値を高めていくための活動に、大阪は今後3年、必ず伸びていきます。2025年の万博に向けて、どこの誰に聞いても、「大阪いいよね」「大阪、これから伸びていくよね」この3年にかかっていると言っても過言ではありません。それに向けて、やはり覚悟を示す必要があるのではないかと。

民間で事業を受けていただくというのが大前提ではございますが、かなりハードルが高い。それは、今までやってきた中で分かるところでございますから、とにかく町で運営して、ビジネスモデルをそこで作った上で、万博後にもそれを引き継いでくれる事業者を見付けるといった観点から、いかがでしょうか。今、私が話したところ、実現可能かどうか。これは通告いたしております。地方創生担当の副町長、松岡さんに答弁をいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 副町長、松岡裕二君。

○松岡副町長 竹原議員のご質問にお答えします。

深日洲本ライナーの運航につきましては、民設民営が望ましいと考えますが、これまでの社会実験の結果から、一度廃止された航路を復活させることは並大抵ではなく、国や関係自治体からの支援が必要であると認識したところでございます。

船舶の購入につきましては、船舶の大きさや設備などにもよりますが、恭兵船舶のインフィニティクラスの新造船であれば、約3億円から5億円、中古船でも数千万円の費用がかかります。

行政が船舶を購入し、直営もしくは委託による運航は選択肢の一つとして考えられますが、直営による船員の雇用の問題や船舶の維持にかかる経費など、行政に課せられる負担も増大することから、船舶購入による運航につきましては、現在の本町の財政状況では困難であると考えます。

まずは、現在申請中の新たな地域再生計画の認定をいただき、3か年事業を確実に実施する中で、さらなる集客の向上に取り組み、新たに地元観光施設、飲食店と連携した町内周遊ツアー、自転車の初心者やシニア向けのガイドツアーなど、滞在型・着地型観光を実施し、国内だけでな

く、インバウンドの集客につながる取組を実施してまいりたいと思います。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 松岡副町長には、国とのパイプ役、また連携協議会での主催者役並びに地域の観光協会なりツーリズムビューローなどとの折衝や、それぞれ地元での案内役も買っていて、この選択事業についてしっかりと働いていただいているのは特別委員会でもしっかりと報告していただいているところでございます。

答弁によりますと、現在の本町の財政状況では困難だといった答弁ではございましたが、過疎地指定を受けたこともあり、何とか岬町をプラスに転じるように知恵を働かせるのは、現在の過疎の認定されたこの期間においてとても重要なことだと思っております。町長に答弁をいただくと、同じような答弁になるのかと思うので控えますけれども、実際に行っていく覚悟というのを示していただいて、それを進めていくように要望するものでございます。

岬町、これから楽しい町にしていくよう、どうか田代町長には陣頭指揮を執って、しっかりと進めていただきたいと思いますと思っております。

私の質問はこれにて終了させていただきます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩を行います。再開は13時からにしたいと思います。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

なお、出口議員につきましては、ご親戚にご不幸がありましたので早退いたしましたことをご報告させていただきます。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可を頂きましたので、一般質問を通告に従って始めさせていただきます。

まず、冒頭での町長からの町政運営方針にて、私が選挙のときからずっと要望させていただいておりました図書館整備事業、こちらについて、先日策定された過疎地域持続的発展計画、こちらで最重要事業と位置付けていただいただけではなく、さらに具体的に図書館等整備検討委員会、こちらを発足して前に進めていっていただけるとのこと、本当にうれしく思っております。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

また、北京オリンピックで明るいニュースが日本中を包んだのも東の間、ロシアのウクライナ侵攻、新型コロナの収束がいまだに見えない中でのステルスオミクロン株拡大の懸念、様々な物価上昇など、ネガティブなニュースばかりが飛び交っています。そんなときだからこそ、今人々が必要としているのは明るい未来につながるような、そういったポジティブな情報です。岬町が明るい未来に向かってどんどん前に進んでいっている、そういったことを住民に伝えられるような、そんな前向きな答弁をよろしくお願いします。

それでは、一般質問に移させていただきます。

まず一つ目は、新たなみさき公園の整備についてです。

新たなみさき公園整備事業は、岬町の今後の発展や住民の生活に大きく関わるものであり、住民の関心が最も高い事業です。そのため、事業の進捗状況は定期的に住民に周知する必要があると考えます。また、PFI事業者による本格運営開始、公園施設整備事業の着手になった後、一般開放はどうなるのか、こういったことについても説明をいただく必要があると考えます。

そこで、現在は第1審査を通過した1グループにおいて第2次審査中であり、当初予定よりもスケジュールが伸びていると認識しております。第2次審査の状況と今後のスケジュール、そして一般開放が今後どうなるのか、こちらについて回答をよろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、岬町のPFI事業者選定審査委員会におけるみさき公園の第2次審査につきましては、これまで12月27日月曜日、1月21日金曜日、2月18日金曜日と3回の委員会を開催してございます。第2次審査は、募集要項に示していますとおり、応募者の提案内容が本町の提示した業務要求水準等を満たしたのになっているかを事業者選定基準に従って審査委員の皆様にご審査を行っていただき、基準以上の評価となった場合に最優秀提案者を選定することとしてございます。

審査結果等につきましては、PFI法の規定に基づきまして、審査終了後に詳細な審査講評を町のホームページに公表させていただくこととしております。

そういうこととございますので、今現在は審査中ということもございまして、具体的な審査状況や内容につきましては、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、3月中旬に第2次審査の最終回となる予定をしておりますPFI事業者選定審査委員会を開催する予定としているところでございます。

そして、このグループが最優秀提案者となった場合の本格運営までの想定スケジュールということでございますけれども、さきの説明でもありましたように、PFI事業者選定審査委員会における第2次審査に少し時間を要しておりますので、募集要項に示すPFI事業者による本格運営時期など、この後の事業スケジュールが少し遅れる見込みでございます。こうした状況を踏まえ、募集要項に示した事業スケジュールから現在の遅れを加味いたしますと、優先交渉権者の決定、基本協定の締結を令和4年3月、今月中ですね、審査結果の公表が令和4年4月以降、事業契約の仮契約が令和4年5月以降、そして令和4年6月以降に事業契約を締結するなど、それぞれ順延する予定と見込まれます。

なお、全面開園につきましては、想定ではありますが、PFI事業者と協議を重ね、創意工夫することによりこの遅れを取り戻し、令和6年4月を目指したいと考えてはおります。

なお、この間におきましても、事業者との協議に時間を要する可能性や整備工事が遅れるといったことなど、想定外の事態が起こるとも考えられますので、想定どおり進まないこともあり得ることもご認識いただきますようお願いしたいと思います。

そして、最後の現在、無料開放していますみさき公園事業者が決定して、事業が着手された後どうなるかというご質問も頂いたと思うんですけれども、ご質問の公園施設整備が着手された場合の一般開放の状況ですが、令和3年第3回定例会で竹原議員のご質問の中でお答えいたしました。新たな事業者が決定するまでの間、住民の皆様の健康増進などを目的に暫定的に無料開放を実施するというご報告をさせていただいたものでございまして、したがって、今回の応募事業者を優先交渉権者として決定した場合は、具体的にいつまでということにつきましては、この後の事業者との協議により決定してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、来園者の方々の安全確保を最優先に考え、対処してまいりたいと考えておりますので、なお詳細が決まれば、速やかにお知らせしてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今、吉田理事からご説明いただきましたとおり、当初よりはスケジュールは後ろ出しになっている状況ではあるけれども、今、着実に事業者と交渉を進めている段階であり、開園の時期については遅れを取り戻して、当初予定どおりの令和6年4月、こちらを目指して進めているとのお返答ですので、これは住民にとってもとても明るい情報だと思いますので、引き続き前向きに進めていただきたいと思います。

また、ここで事業者決定して新たなみさき公園整備事業が本格的に開始されるとなると、対外

的にも岬町の注目度が大きく高まります。それは岬町にとってこのような大きなチャンスであり、都市計画、地域活性化、移住・定住施策など様々な取組への足がかりとなります。そして、これを起点に、岬町はどんどん前に進んでいくことができると考えます。そのため、引き続き慎重かつスピーディに前に進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の二つ目の質問は、ごみ排出量削減による財源の確保についてです。

岬町にとって大きな課題の一つが財源確保です。これまでも行財政集中改革プラン、第3次集中改革プラン、こちらを基に財政再建に取り組んでこられたと思います。しかし、現在も厳しい財政状況が続いています。そんな中で、今回、私は行政側の取組だけではなく、住民一人ひとりの協力によって財源確保を行う方法が何かないかを考えました。そして、たどりついたのがごみを減らすという方法です。

環境省の発表によると、令和元年度の日本のごみ処理事業経費は2兆885億円と莫大な費用がかかっています。これは、同年の消防費2兆920億円とほぼ変わりません。岬町でも相当な費用がかかっているため、これを減らすことができれば財源確保につながられるのではないかと、そう考えます。

そこで、お伺いしたいと思います。直近の令和2年度のごみ排出量、家庭系ごみの住民1人1日当たりの排出量、リサイクル率、ごみ処理経費、資源ごみの売却収入について回答をお願いいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度の家系ごみ排出量は、可燃ごみ4,221トン、缶・びん・ペットボトル、プラスチックごみ313トン、粗大不燃ごみ365トンで、事業系の可燃ごみは1,027トンとなっております。

住民1人1日当たりのごみ排出量は889グラム、リサイクル率につきましては6.2%、ごみ処理経費につきましては、人件費や収集運搬費、ごみ焼却経費及び施設維持管理費、最終処分費など総額約3億4,400万円となっております。内訳としましては、人件費で約3,800万円、収集運搬費で約1億2,100万円、中間処理費で約1億7,600万円、最終処分費で約900万円となっております。

資源ごみ収入につきましては、ペットボトル、プラスチックごみ、新聞・雑誌の売却収入は約97万円となっております。内訳としましては、ペットボトルの収入としまして約95万円、プ

ラスチックごみ約1万2,000円、新聞・雑誌の収入としまして約7,000円となっております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま回答を頂きましたところでは、令和2年度の家庭系ごみの住民1人1日当たりの排出量、こちらが889グラム、そしてリサイクル率が6.2%とのことですが、環境省が公表している一般廃棄物処理実態調査結果、こちらのデータによると、平成29年度から令和元年度の岬町の住民1人1日当たりの排出量とリサイクル率、こちらについては1人1日当たりの排出量、これは平成29年度836グラム、平成30年度842グラム、令和元年度867グラム、そして令和2年度が先ほどの889グラム、そしてリサイクル率については、平成29年度が7.4%、平成30年度は7.8%、令和元年度6.9%、そして令和2年度が6.2%となっています。これを見ると、年々悪化してきています。

また、令和元年度の1人1日当たりの排水量、リサイクル率の全国平均、大阪府の平均を見てみると、1人1日当たりの排出量全国平均は639グラム、大阪府の平均は564グラム、リサイクル率は全国平均19.6%、大阪府平均は13.1%という状況です。全国平均、大阪府平均からもかけ離れてしまっている状況です。

また、これを順位で見ると、1人1日当たりの排出量は、全国1,718自治体、これは東京23区はひとまとめにデータ上はなっているので、そうなっているんですけども、その中で1,584位、大阪府においては43自治体中43位、リサイクル率については、全国1,718自治体中1,636位、大阪府においては43自治体中43位という結果です。残念ながら、全国でもかなり下のほうであり、大阪府においては最下位という結果です。しかし、これは悲観する結果ではなく、あくまでも今できていないということであって、見方を変えると伸びしろがまだまだたくさんあると言えると思います。

ここでお聞きしたいと思います。第2次一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理基本計画は平成30年度から令和7年度までの8年間を計画期間として、ごみの排出量削減やリサイクル率向上に取り組んでいる状況かと思えます。本計画の施策の実施状況について、回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

第2次一般廃棄物処理基本計画では、令和7年度にごみ排出量を平成29年度比で21%削減を目標としておりますが、令和2年度では、29年度比に比して、ほぼ横ばい状態となっております。



ます。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言やまん延防止など、コロナ禍による外出自粛やリモートワークの実践など、家庭内で過ごす時間が増えたことや家の片付けが進んだことなどが影響したものと考えております。

循環型社会の形成を図るため、3R施策を推進し、1人1日20グラムごみダイエットに挑戦をスローガンに掲げております。住民一人ひとりがごみの減量に関心を持って取り組んでいただけるよう、さらなる啓発、行動計画を推進してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、ごみの排出量が今横ばい状態ということで、こちらについては新型コロナウイルスの影響により家庭内で過ごす時間が増え、ごみの排出量が増えたとのことですが、それは全国どこの地域でも同じ状況かと思えます。1人1日の排出量、リサイクル率が全国平均、大阪平均と乖離してしまっているということは、やはりまだまだ住民一人ひとりのごみの削減やリサイクルに対する意識が浸透していないということの意味していると思えます。そのため、もっともっと啓発とか仕組みづくりといったことに取り組んでいただき、施策についても推進していただく必要があると考えます。

また、最初の質問の中で、資源ごみの売却収入の内訳に、こちら、空き缶と空きびんが含まれていないのですけれども、こちらはなぜでしょうか。それと、プラスチックごみの売却収入についてですけれども、こちらはかなり少ないように思うのですけれども、プラスチックごみは回収後、分別してリサイクルされているのでしょうか。回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の資源ごみ収入において、空き缶、空きびんの売却収入がないという件ですが、一般家庭から排出された空き缶、空きびんにつきましては、缶とびんを分別せず一つの袋で出されたものを全地区対象に毎月第1・第3水曜日に収集を行い、処分につきましてはストックヤードからそのまま委託先の工場まで運搬しております。本町には空き缶、空きびんを分別する施設がないことから、処理工場までの運搬のみを行っているため、有価物としての売却益はございません。

2点目のプラスチックごみ回収後の件につきましては、町内から収集したプラスチックごみは本町のリサイクルセンターに集められ、選別の後、圧縮梱包し、プラスチックごみの買取り業者が引き取り、リサイクル工場に運搬されます。その後、選別、加熱分解を行い、コークスの燃焼剤や化成工場で利用される化学原料の炭化水素、発電などに利用されるコークス炉ガスなどにリ

サイクルされております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 空き缶と空きびん、こちらについては分別する施設がないため、処理工場まで運搬のみであって、有価物としての売却益がないとのことですが、これ、ほかの自治体においては、空き缶、空きびん、こちらについてもかなり大きな収入源となっているところがあります。特にアルミ缶については、ペットボトルの倍ぐらいの収入になっているところもあります。

そこで、お聞きしたいと思います。空き缶、空きびんについても売却収入を得るにはどういった方法が考えられますでしょうか。回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

売却収入を得る方法として、空き缶、空きびんを分別する施設を建設する方法がありますが、これには多額の建設費用や運営経費が必要となり、実現的ではないと考えております。

次に、現在の収集方法をさらに細分化させ、アルミ缶、スチール缶、空きびんの回収日を設定し、住民の皆様にご協力いただく方法が考えられます。この方法が脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくために、住民の皆様と一緒に取り組める方法ではないかと考えております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁にて、新たに施設を作るとなると、やはり費用の関係で難しいけれども、住民一人ひとりの協力によって、分別等と回収等の仕組みを変えることによって実現可能な方法があるのであれば、そちらについては引き続き前向きに検討していただければと思います。

次に、今回の一番のポイントとなる部分なのですが、ごみ排出量の削減によるごみ処理経費の削減、リサイクル率向上による資源ごみ売却収入の増加によってどれぐらいの財源確保を見込むことができますでしょうか。回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

ごみの排出量が減少すれば、焼却にかかる電気代や燃料費、焼却灰の処分費などが減少すると思われる。しかし、ごみの量の削減率による効果額につきましては、施設の改善費や稼働状況など加味する必要があることから、効果額の算出は難しいと考えられます。

また、空き缶、空きびんや金属類などの資源ごみの売却につきましては、分別が行える施設の確保と分別経費が必要となるため、実施が難しいと考えられます。ご理解のほど、よろしくお願

いたします。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁にて、ごみ排出量削減によるごみ処理経費削減、こちらについては具体的な効果額の算出は難しいけれども、経費削減効果自体は期待できるというように認識しました。

そこで、正確な数値でなかったとしても、仮説を立てて考えることも大事だと思います。例えば、ごみ処理事業経費を1人当たりで換算すると、全国では、令和元年度のデータで計算すると、年間1人当たり1万6,425円かかっています。そして、岬町では、令和2年度のデータで換算すると、年間1人当たり2万2,785円となります。岬町は、全国平均よりも年間1人当たり6,470円も高いという状況です。例えば、これを全国平均の1万6,425円、このごみ処理事業経費で行うことができたとしたならば、経費はおおよそ2億4,800万円になり、現在よりも1億円近く削減されることとなります。これはあまりにも雑な仮説になるかもしれないので、もう少し現実的に仮説で考えてみます。

ごみの排出量に直接関係してくると思われる経費として、ごみ焼却に関する中間処理費、そして埋立処分に関する最終処分費があります。現在の岬町の1人1日当たりのごみ排出量を全国平均並みにするとすると、250グラム程度削減する必要があり、そうなった場合は、岬町全体のごみ排出量は20%程度削減されることとなります。これにより、例えば中間処理費と最終処分費がそれぞれ10%経費削減できたとしたならば、削減効果は2,660万円となります。1億円とまではいかないのですけれども、かなりの金額かと思えます。

また、資源ごみの売却収入についてですが、参考までに、リサイクル率が日本一で有名な鹿児島県大崎町という町があります。人口は岬町よりも少し少ない町ですけれども、毎年600万円ぐらいの資源ごみ売却収入を得ています。こちらについては、人口や分別を品目数、資源ごみの排出量など、自治体によって状況は異なると思いますけれども、こういった売却収入を公表している自治体もたくさんあります。こういった情報を参考にさせていただくのがよいかと思います。

次に、住民一人ひとりがごみ排出量の削減に取り組むに当たって、ふだんの生活の中でできる工夫で効果的なものがどういったものがあるかということについて、回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

循環型社会を構築するためのごみ処理の基本原則は、物を大切に使い、できる限りごみの発生を抑制し、ごみとなったものについては不適正処理の防止、その他環境への負荷の軽減に配慮し

つつ、繰り返し使うことによりごみ排出量が削減されると考えます。また、最終的に排出されたごみは、原料として利用可能なものについては再生利用を、再生できないものについては焼却などによる熱回収といったリサイクルシステムの構築が効果的だと考えます。

住民一人ひとりの行動計画として、1人1日20グラムごみダイエットに挑戦をスローガンに、ごみ減量の啓発を初めとする他市町村の先進的事例の調査、研究を行い、取組を強化してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 住民一人ひとりがごみの排出量の削減に取り組むためには、物を大切に使い、ごみを減らしましょうといった抽象的な話ではなく、やはり具体的に示してあげることが重要であると考えます。例えば、家庭系のごみにおいては、一般的に紙類と厨芥類が多く、半数以上を占めていると言われています。また、紙類の中には資源可能なものが多く含まれると言われています。

岬町では、資源ごみとして回収しているのは新聞紙、段ボール、雑誌、紙パックぐらいですが、こういった紙ごみを資源ごみとして回収してくれる集団回収であったりとか、資源物の回収ステーション、こういったところに出すことによって大幅に削減可能と考えます。

また、生ごみについてですけれども、こちらは水分を多く含んでいて、水分量は約80%と言われています。焼却するごみの中に水分が多く含まれていると、焼却効率が悪くなります。そのため、野菜は使えない部分を切り落としてから洗って、生ごみは十分に水切りをすとか、そういったことが効果的と言われています。また、生ごみ処理機を使って堆肥化するというのも効果的と言われています。

岬町でも、生ごみ処理機購入補助金交付制度があります。こういった具体的な方法を示すことが重要であると考えます。

このように、岬町においては、ごみ排出量削減によるごみ処理経費の削減、リサイクル率向上による資源ごみ売却収入増加によって財源確保できる余地がまだまだあると思います。しかし、それには住民一人ひとりの協力が不可欠であり、もっとごみの削減やリサイクルに対する意識を向上させる必要があると思います。

また、SDGsの達成、脱炭素社会の実現といった地球環境を守るための取組において、実際に課せられた役割は非常に大きいです。そのため、財源確保だけではなく、地球環境保護という観点からもごみの排出量削減に向けて早急に取り組んでいただければと思います。よろしく願います。

以上で、こちらの質問については終わります。

次に、三つ目の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問は、公園等の再編整備についてです。

以前から、多くの住民から子どもを遊ばせられる公園が少ない、遊具が古くて危ないという声を聞きます。

そこで、岬町の公園の現状についてお伺いします。公園の数、開設日、遊具の数、点検状況、住民の利用実態について、回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

児童遊園は現在、淡輪地区が24か所、望海坂地区4か所、多奈川地区16か所、深日地区8か所、合計52か所ございます。

児童遊園の開設日は、望海坂第1号から第3号公園については平成14年ですが、第4号公園については平成17年、他の児童遊園については資料がございませんので、正確な開設日については不明です。

52か所の児童遊園の遊具の数ですが、ブランコ25台、ジャングルジム11台、滑り台25台、シーソー16台、鉄棒28台、砂場14か所、小動物の乗り物17台、複合遊具8台、雲梯3台の合計147台でございます。

点検状況でございますが、年に一度、52か所を回り、目視等で点検をしております。また、修理が必要な遊具であれば、軽易なものであれば町の作業員が、軽易なもの以外は業者により修理をしております。

各保育所、子育て支援センターにおいては、月に1回、チェック表に基づき、複数の保育士による目視等の点検をしております。

作業員に調査をさせましたところ、望海坂、淡輪地区は利用者をよく見かけますが、多奈川地区や深日地区は利用者が少ないという報告を受けております。利用者の少ない児童遊園については廃止することも考えましたが、地元自治区から存続してほしいという声もあり、廃止せず残している状況でございます。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、公園の数が52か所、遊具が147台あるということには、正直、驚きました。想像よりも結構多いなというのが実感です。

また、開設日についてですけれども、資料がないため不明とのことですが、望海坂1号から3

号公園が平成14年ということは、少なからず、それよりも古いことが予想されます。

私も、実際に岬町内のこれらの公園に行き、調査を行いました。ほとんどが望海坂の公園よりも大分古いと思われ、あくまでも印象なのですけれども、30年、40年以上は経過しているものが大半なのではないかと思えます。

そして、これだけの数の公園、遊具の管理はかなり大変かと思われませんが、公園の草刈りや遊具の点検といった管理にはどれくらいのコスト、これは人数とか時間、経費といったものがどれくらいかかっておりますでしょうか。回答をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

児童遊園や遊具点検に係る人数ですが、作業員2名で、児童遊園での作業とは別に、他の部署から依頼を受けた草刈りなども行っております。児童遊園の草刈りや遊具点検に要する経費は、令和2年度決算額で、作業員の人件費が190万7,019円、この人件費につきましては、作業員2名が児童遊園と他の部署から依頼のあった場所も作業していることから、1名分の人件費としております。

続いて、業者による草刈り委託料が15万5,980円、この草刈り委託料につきましては、傾斜のある法面など、作業員では危険な箇所は業者に委託しております。その他遊具等の修繕費が64万5,700円、それ以外に維持経費としまして、児童遊園の水道代や電気代等の光熱水費が36万5,106円で、合計307万3,805円となっております。

なお、作業員の1日の作業時間は6時間、年間で約240日となっております。この作業時間も、他の部署から依頼を受けた草刈りなどの作業も含まれております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 管理に要する作業員の作業時間、1日6時間、年間で約240日ということは、ほぼ1人専任で毎日作業を行っている状況かと思えます。また、現在は維持管理の経費としておよそ300万円ぐらいかかっているとのことですが、今後も遊具の老朽化は進んでいくと、修繕費も年々増加することが予想されます。また、点検作業での判断も難しくなってくると思えます。

そこで、次に遊具についてですが、遊具のほとんどが公園開設と同時に設置されたと考えられ、そうすると、遊具自体の設置もかなり年数が経過していることとなります。

国土交通省が策定した都市公園における遊具の安全確保に関する指針に沿って、JPFA、日本公園施設業協会が定めた遊具の安全に関する基準においては、遊具の標準使用期間が設定されています。遊具の標準使用期間は、鉄製が15年、木製が10年とされており、これを越えた遊

具は更新などの具体的な対応を早期に検討する必要があるとされています。また、標準使用期間内では、定期点検の頻度は年1回以上とされていますが、これを超えたものについては、更新までの間は安全点検の頻度を高くするなどの適切な対応を行う必要があるとされています。

そこで、質問ですけれども、遊具の更新や安全点検の頻度を高くするといった対応についてはどのようになっておりますでしょうか。それと、遊具の安全確保に当たっては、保護者、地域住民と連携が必要不可欠ともされています。この保護者、地域住民とどのような連携を図っているのかについても回答をお願いいたします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事、松下　亨君。

○松下しあわせ創造部理事　谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

遊具の標準使用期間の目安は、議員言われるとおり、鉄製が15年、木製が10年でございますが、本町の児童遊園については、ほぼ全ての児童遊園の遊具が標準使用期間を過ぎており、より念入りの遊具点検を要するものと思われますので、現在の年1回の点検から回数を増やしたいと思えます。

また、遊具点検講習につきましては、町の作業員で点検に熟練した者がJ P F A、日本公園施設業協会の規則に基づく点検表を参考にしながら遊具点検をしておりますので、講習は必ずしも必要性はあるとは考えておりませんが、必要と判断すれば受講したいと思えます。

次に、遊具の安全確保には保護者との連携が必要とのことですが、議員言われるとおり、本町におきましては、住民から遊具の相談等があれば相談に応じる等の対応をしております。最近では、望海坂児童遊園の雲梯という遊具におきまして、過去2年間に2件もの骨折事故があったと聞き、当遊具の利用に際しては、保護者同伴の上、利用時の記した看板を設置したところでございます。また、必要に応じて自治区長にも相談をしたり、意見を求めたりもしております。このように、保護者、地域住民との連携を図り、事故のないよう心がけております。

○道工晴久議長　谷地泰平君。

○谷地泰平議員　遊具の点検については、重大な事故があつてからでは本当に遅いので、子どもたちが安全に遊べるよう、安全点検は適切に実施していただくよう、よろしく申し上げます。

それと、引き続き保護者、地域住民との連携についても密に連携を図っていくよう、よろしく申し上げます。

また、遊具の更新についてなのですけれども、今の公園ができた当時からかなりの年月が経過しており、その年月の経過とともに、地域住民や周辺環境、生活スタイル、働き方、子どもを取り巻く環境といった状況が大きく変わっていると思えます。これに伴って、公園に対するニーズ

というものも大きく変化していると思います。そのため、公園の施設を単純に改修、更新するだけではなく、この機会に、そもそも岬町としての公園の在り方について見直して、再編整備を行う必要があるのではないかと考えますが、それについてどのようにお考えでしょうか。回答をよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

児童遊園の再編につきましては、町長が以前、タウンミーティングの中で、利用者の少ない児童遊園については廃止したい旨、住民に説明を行っており、先ほども申し上げましたが、その後、地元自治区から児童遊園については存続してほしいという意見があったため、現在に至っております。

今後、町が利用者の少ない児童遊園を廃止したほうがよいと判断し、地域住民の合意を得ることができたら、廃止も視野に入れて、再編について検討してまいります。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 公園の再編についてですが、利用者が少ない公園を廃止するかどうかだけではなく、まずは現状の実態をきちんと調査を行い、そして住民のニーズを把握することが非常に重要だと考えます。公園は住民にとって憩いの場、コミュニティスペース、健康づくり、そして住民の生活を豊かにするものになります。そして、対外的にも魅力向上につながるものであり、岬町にとっても新たなみさき公園、これに加えて、さらに大きなPRポイントになるものと考えます。そのため、公園整備についても、ぜひ引き続き前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上で、この質問については終わり、次の質問に移らせていただきます。

最後に、四つ目の質問になります。四つ目の質問は、淡輪停車場線歩道整備についてです。

本件は、何年も前から、地域住民から要望されていた踏切拡幅に伴う整備事業であり、淡輪小学校の通学路となっている踏切部分に歩道がなく、非常に危ない状況であることから、子どもたちの安全確保と事故防止を図ることを目的としたものと認識しております。

そこで、改めて今回の歩道整備計画について、背景、経緯、歩道整備計画の具体的な内容、検討経緯、こちらについて説明をよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えします。

初めに、一般府道淡輪停車場線歩道整備事業に至った背景についてご説明させていただきます。当事業の発端は、平成28年度のタウンミーティングにおいて、学校安全ボランティアの方か



ら淡輪小学校の通学路で非常に危険な箇所があるとのことで、通学路の拡幅などを求められ、岬町教育委員会は一般府道淡輪停車場線の管理者である大阪府に対し要望を行い、大阪府は、通学路対策として路面表示の設置を行っていただきました。

一方、岬町としましても、平成29年度に一般府道淡輪停車場線にある南海電気鉄道株式会社が管理する箱作18号踏切部分が狭く、車道しかないため、歩行者や自転車などが通行する際、非常に危険な状況であることを訴え、踏切拡幅を検討していただく旨の要望を南海電気鉄道株式会社に行いました。

同じく、岬町教育委員会も、淡輪小学校通学路として指定を行っている中、踏切部分には車道部しかなく、児童が通行する際、非常に危険であることを訴え、踏切拡幅を検討していただく旨の要望を南海電気鉄道株式会社に行いました。その要望をもって、南海電気鉄道株式会社からは、踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道の指定を受けていない踏切であり、また、一般府道淡輪停車場線の整備計画もないことから、独自で踏切の拡幅をすることはできないとのことであり、今後、踏切拡幅の要望は道路管理者である大阪府へ相談を行ってほしいとの回答内容でありました。

こうした中、本町は平成30年度に大阪府に対し、一般府道淡輪停車場線にある箱作18号の踏切について、車道部分しかないため、歩行者や自転車が通行する際には大変危険な状態であること、また、地域住民が淡輪小学校PTAなどより踏切拡幅の強い要望が寄せられていることから、大阪府に対し踏切拡幅の要望を行うとともに、大阪府政の諸課題についての意見交換会の場においても、町長から踏切拡幅について強く要望いたしました。その結果、大阪府は一般府道淡輪停車場線の歩道拡幅整備が完了した後は、岬町が当該道路の移管を受けることを条件に、事業に着手することとなりました。

それでは、一般府道淡輪停車場線の歩道整備計画の検討状況などにつきましてご説明いたします。

大阪府は、令和2年度から歩道詳細設計に着手し、その歩道詳細設計の実施に当たり、平成27年度に実施された道路交通センサス、言わば道路に関する国勢調査とも言うべきもので、道路の状況や交通量などの推定値として、一般府道淡輪停車場線の1日当たりの交通量は6,196台となっておりますが、令和2年度に供用開始を行いました町道海岸連絡線が旧国道26号、現在の府道和歌山阪南線にアクセス可能となっていることを踏まえ、一般府道淡輪停車場線への交通量は低減していると思われ、また、現地調査時の状況からも、現在は半減程度であると思われることから、歩道拡幅整備が完了した後、岬町へ引き継がれることも考慮し、道路法第30条の

規定に基づき、道路構造令第4種第3級の道路規格としております。また、既存の一般府道淡輪停車場線の幅員は住宅内を通過しており、生活道路と考えられることから、計画道路は小型道路と位置付け、設計速度は道路構造令により30キロ、車線幅は2メートル75センチとし、歩道幅は最小限度幅の2メートル50センチを採用していると伺っております。

お示した設計条件を踏まえつつ、歩道の設置位置については、南海電気鉄道株式会社からの踏切幅に伴う歩道の連続性や自動車の運転者が道路前方を見通すことができる距離の長さを確保することによるドライバーや歩行者の安全性の確保、居住中の家屋への影響を最小限に抑えること及び淡輪駅へのアクセス路と連続することの利便性などを考慮し、南側での歩道設置として考えているとのことです。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 現在の計画では、和歌山側、これは淡輪駅側に歩道を整備するという事になっているため、今の通学路と反対側になります。これによって、東門前にて信号のない横断歩道を毎日、子どもが横断しなければならなくなります。また、こちらの道路は、淡輪駅や淡輪保育所を利用する方の通勤や送迎によってかなりの交通量があり、また、今までなかった子どもの横断により車の停車が生じるため、渋滞のリスクも考えられます。また、昨年12月中旬に淡輪9区、10区の住民向けに説明会がありましたが、今回の歩道整備は、淡輪小学校の子どもの登下校や淡輪停車場線をふだん利用している住民の生活に大きく影響するものです。そのため、9区、10区の住民だけではなく、淡輪小学校の保護者や淡輪停車場線をふだん利用している住民にもきちんと説明して意見を聞くべきと考えます。こちらについて、以前からお願いしておりましたが、現在の状況について、回答をよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、通学路としての安全確保については、詳細設計のもと、令和3年12月に開催した事業説明会での周辺住民からの意見を受け、現在、淡輪小学校前の横断歩道における安全対策について検討中とのこと。また、渋滞リスクなどにつきましては、当該地域の交通量や周辺状況を考慮すると、通学児童の横断歩道利用に伴う大幅な混雑が発生するリスクは極めて低いと思われると大阪府から報告を受けております。

続きまして、歩道整備については、住民に説明して意見を聞くべきかというご質問ですが、事業主体の大阪府は、令和3年12月に事業区域である淡輪9区、10区の住民及び関係地権者に対し事業説明会を行っており、その際、出された住民からの意見を受け、岬町とともに、淡輪小

学校のPTA役員などに説明を行うなど、今後も引き続きPTA役員などと協議を行う予定と聞き及んでおりますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 谷地泰平君。時間がありませんが、まとめてください。

○谷地泰平議員 最後、一言で。

今回の事業は、何年も大阪府、南海電鉄にお願いをしてやっと動き出した事業であり、今に至るまで多大なるご尽力をいただいたものかと思えます。そうであるからこそ、きちんと住民へ説明して、意見を聞いていただき、住民が本当に望む形の踏切拡幅、歩道整備事業となることを強く望んで、一般質問を終了させていただきます。

○道工晴久議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。2時5分から再開させていただきます。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時05分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。許可を得ましたので、通告に従って、質問をいたします。

初めに、18歳成人についてお聞きします。

今年、令和4年4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されるということで、20歳から18歳に成年年齢が引き下げられることによって何が変わるのか、また、岬町本町の取組についてお聞きしたいと思えます。

○道工晴久議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 それでは、坂原議員のご質問にお答えをいたします。

令和4年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律は、民法に定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げるものです。これにより、18歳から1人で契約することができることと、父母の親権に服さなくてもよいことになり、自分の意思で様々な契約等ができるようになります。例えば、携帯電話やクレジットカード、ローンなどの契約はこれまでは親の同意が必要でしたが、今回の改正により、自分の意思で決定できるようになります。また、女性が結婚できる年齢を16歳から18歳に引き上げ、男女とも親の同意が不要なく18歳から結婚できるようになります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢はこれまでと変わらず20歳となります。

今回の改正法による本町の取組ですが、町のホームページに民法改正による成年年齢の引下げを周知するホームページを設けるとともに、4月の岬だよりでも、成人としての注意事項を含めてお知らせする予定です。

なお、成年年齢の引下げに伴い、改正が必要となる本町の例規等はありません。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正、国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が国によって進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、このたびの成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

なお、この成年年齢が18歳というのは、世界的にも主流になっているとのことでございます。それに今回、日本もやっと世界の主流に倣って、18歳を成年年齢とするということになったということでもあります。

これは、国が決定した政策ではありますが、今年の4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるというのを岬町ではなかなか知らない人が多いのではないかと、知っているのはその当事者とその家族の方ぐらいではないかと思われま。広く住民に周知することが急務であると思えます。

ただいま答弁の中でありました20歳成年が18歳成年に引き下げられて、では18歳から何ができるのか、できないのかという説明がございました。例えば、できることとすれば、携帯電話、クレジットカードやローンなど、親の同意なしで契約できる。また、結婚については、男女ともに18歳から親の同意なしで結婚することができるというものでした。ただ、飲酒、喫煙、それから競馬などの公営ギャンブルはこれまでどおり20歳でないとできないという説明がありました。

今、ここでは18歳成人と言っているのですが、実は、今年の4月1日に限っては、18歳と19歳の方も対象になるということをお忘れにはならないと思えます。

そこでお聞きしますが、18歳、19歳の方、その当事者への周知はどうするのか。また、例年1月に成人祭として、「成人の日」の前日に行ってきたその行事についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○道工晴久議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 令和4年4月より成年年齢が引き下げられ、18歳が成年となりますが、それに伴った成人式の在り方につきましては、国が設置した成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係省庁連絡協議会、成人式の時期や在り方等に関する分科会による成人式の時期や在り方等に関する報告書に見られるように、多くの市町村が20歳での式典開催を継続しています。1月の第2月曜日が祝日法で成人の日とされていますが、祝日法において成人式に関する規定はなく、各自治体において式典が行われるところであり、本町としても、これまで新成人が参列しやすいと想定される前日の日曜日に成人祭を開催してまいりました。

成年年齢引下げ後の成人式の在り方につきましては、さきに開催されました総合教育会議の中でも町長と意見交換を行ったところであり、近隣市町村や全国のほとんどの市町村が20歳で式典を継続すること、また、18歳という受験や就職活動という人生の選択期での式典は参加者の負担も大きくなることから、これまでどおり開催日を変更せず、式典は20歳の方を対象として、式典の名称を変更していきたいと考えております。また、町長からは、今回、新成人となる18歳及び19歳の方々にお祝いのメッセージを届けてはどうかというご意見も頂いているところでございます。これに伴い、早々にホームページや広報紙などで広報を行い、町民の皆様に速やかに周知するとともに、式典名称や内容、また新成人へのメッセージについて検討してまいりたいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁によりますと、これまでは20歳の成人の記念として、1月の「成人の日」の前日に式典を開催してきたが、今後は18歳で成人を迎えた人にお祝いメッセージを送り、1月には20歳の人を対象に式典を開催する。また、その式典の名称も変更していくと、検討するということでした。要は、来年から1月に20歳の人を対象に式典をするということですね。例年、1月の成人祭に参加する人は、当日の衣装を1年前から予約していると聞いています。この方たちは早く予定を知りたいと思っていますので、これは早急に周知徹底をお願いしたいと思っています。

その周知の徹底ですが、岬町ホームページ、それから岬だよりということですが、それだけでもまだ漏れがある方もおられるかもしれません。というのは、成人を迎える人が、地元全員がいるとは限りませんので、岬町以外に住んでいる、地元に残っているのは両親ですから、親の目にも届くように通知をしていただきたいと思います。その通知の方法については、ホームページ、岬だより、それから今、岬町ではLINEの公式アカウントというのも活用しております。

このLINEの公式アカウントというのは無料の通話メールアプリで、広く住民の皆さん、活用されておられます。LINEについては、高齢者の方もたくさん使っていると聞いております。岬町の公式アカウントというのをLINEアプリで友達登録をすれば、町からの住民サービスに関する様々なお知らせなどが自分の携帯に届くというので、広く住民に周知するには、これはなかなかいいツールかと思っております。現在でも、様々な情報が住民に対してお知らせとして流れております。ぜひこのLINEなども使って、住民に対して周知をしていただきたいと思います。

来年以降も1月に式典をするということが明確になったところですが、その式典については、成年年齢の引下げに伴い、要は、今までは20歳が成人ということで、20歳の人に、成人になったよという意味も込めて、その祝いとして、そういう意義で開催してきたのですが、その意義も変わってくるというので、内容なども検討する必要があると思われま。

その式典として、イベントとして、行事として、その内容等について検討する際、これはぜひとももう一つ検討してはどうかと思うのですが、先ほどの答弁では、1月の式典は開催日を変更せずに行うということでありました。開催日を変更せずに行うというのは、例年、岬町成人祭と消防出初式というのは同じ日の両方とも午前中に開催されてきております。例えば、今年は1月9日の日曜日、午前9時から岬町の消防出初式が開催され、引き続き11時から岬町成人祭が開催されておりました。成人祭を検討するのであれば、ぜひとも成人祭と消防出初式の開催日時など、これを調整してはどうかと思うのですね。同じ日の、しかも午前中に町の大きな行事を続けて行うわけで、その式典の準備、運営・撤収作業などに必要な人員配置も結構要ります。特に、その作業に当たる職員は休日出勤であると。一人ひとりに対する負担も大きいように見受けられます。第一に、参加者の安全・安心を確保するため、職員の負担軽減のため、そしてまた円滑な運営をするためにも、岬町成人祭、これと消防出初式の開催日時などを調整していただきたいことを求めて、この質問を終わります。

次に、脱炭素社会実現に向けてについてお聞きします。

最近、テレビ、新聞などで脱炭素社会という言葉をよく聞きますが、そもそもこの脱炭素社会とは何か、まずお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロの実現を目指す社会のことです。日本では、2020年10月に、菅首相が2050年までに温室効果ガスの排

出を全体としてゼロにするという脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 脱炭素社会というのは、2020年10月に、当時の菅総理が西暦2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言したと。それが脱炭素社会を目指しての宣言だったということですね。

これは、実は日本だけではなくて、全世界共通のテーマであると。2015年にはパリ協定でこれが採択されたと。先進国、途上国を合わせ190か国以上の国々が参加していると。これは国際的にも実現を目指して、大きなテーマとして取り組んでいるというところですね。だから、日本だけではなく世界共通の、これは認識であると言えます。

温室効果ガス、炭酸ガスですね、これが増えることによって異常気象が発生してきている。これからも様々に、もっと異常気象で被害が増えるであろうという予測がされております。実際、近年日本でも、温暖化による異常気象がもたらす豪雨、洪水、土砂崩れなどの被害が出てきております。そのほか考えられるのが、海面が上昇して土地が埋没するとか、世界的な被害が予想されています。2020年に、菅総理が日本としてこの2050年を目指して二酸化炭素排出ゼロにするという表明を宣言した。その国の宣言を受けて、それ以降、自治体としても二酸化炭素排出実質ゼロ表明というのを宣言している自治体が増えてきていると聞いております。

では、宣言をした自治体数は全国でどれくらいあるか、また、その取組事例にはどんなものがあるか、お尋ねします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体数につきましては、令和4年1月31日時点で40都道府県、319市、15特別区、134町、26村の534自治体が表明しております。また、大阪府内では、43市町村のうち17市町が表明しております。

2点目の脱炭素社会の実現を目指した取組事例につきましては、脱炭素に向けた主な取組施策として、再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大など、太陽光発電について注目している市町が多い状況です。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 宣言をした自治体全国では、全47都道府県のうち40都道府県がその宣言をしている。また、大阪府もその宣言をしている。大阪府では、43市町村のうち17の市町が宣言して取り組んでいるということでした。これは、地球温暖化を防止しようということでの取組で

すが、地球温暖化というのは、これは世界的規模で進んでいる。その取組も、もちろん世界的に取り組んでいかなければならない。その中で、日本も国として脱炭素社会実現を目指すと言った。また、大阪府も宣言をしている。そういう潮流になっているということですね。世界的にもそう、日本の国もそう、大阪府も宣言をして、温暖化ガスの排出を抑えていくという取組をしているということですね。

世界も国も大阪も、そういう宣言をして取り組んでいると、そういう状況の中で、では岬町としてはどんな取組が考えられるのか、お答えをお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

本町におきましては、2019年3月に岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定や、同年5月に岬町プラスチックごみゼロ宣言をし、地球温暖化に関する取組を進めております。

地球温暖化対策実行計画におきまして、温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた主な取組方針には、職員が日常的な事務活動や施設管理において省エネルギーや廃棄物削減に取り組むことや、公共施設の設備の更新や建て替え時において省エネルギー型設備、機器の導入や自家消費を目的とした再生可能エネルギーの導入を検討することなど、温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでおります。引き続き、温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町では、その取組として、2019年からとおっしゃいました。3年前からプラスチックごみをゼロにするという宣言をして取り組んでいるということでした。それからまた、公共施設の設備の更新、建て替え時に省エネルギー型の機器を導入する。それから、再生可能エネルギーの導入を検討するとありました。ソーラー発電等ですね。という話が今ありましたが、であるならば、町が所有する公共施設の屋上にソーラー発電の設備を設置する。そのことで、その取組が進むと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定時に、温室効果ガス排出量の多い施設や老朽化による設備更新が必要な施設から、運用改善の効果が高いと想定される施設、設備更新の可能性が高い施設として6施設、岬町役場、岬中学校、保健センター、淡輪公民館、学校給食センター、健康ふれあいセンターを省エネルギー診断時に再生可能エネルギーの導入の検討を行いました。



たが、保守が難しい、設置スペースが限られる、耐荷重に問題があるなどの理由により設置の可能性は低いとなったことから、公共施設の新設・更新時においては、省エネルギー型設備機器の導入や自家消費を目的とした再生可能エネルギーの導入を検討することとしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公共施設の屋上にソーラー発電の設備を設置するのをいくつか検証したけれど、駄目だったということですね。

では、例えば耐震改修工事が終わっている小中学校の屋上などはいいのではないかと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

公立小中学校における太陽光発電につきましては、令和3年度の文部科学省の調査では、34.1%の公立小中学校で太陽光発電が導入されていると発表されております。また、大阪市では、市の施設の屋根を太陽光発電事業者に貸し出す事業を実施していると聞いております。

太陽光パネルを校舎の屋上等に設置するに当たっては、校舎の屋上に太陽光パネルを設置できるスペース、太陽光パネルの基礎の重さなどに耐えられる強度等の調査をする必要があります。小中学校校舎屋上に太陽光パネルを設置することは、脱炭素社会に向けた取組の一つと考えられます。しかしながら、小学校校舎につきましては老朽化が進んでおり、太陽光パネル設置工事費のほか、屋上の補修工事等が必要となり、事業費が高額となることから、現在の町の財政状況では太陽光パネルの設置は難しいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 小中学校の屋上は無理ということですね。

では、建物の屋上が無理ならば、例えば町有の空き地を利用するとか、そういうのはまだまだ検討の余地があると思います。引き続き、検討してください。

私、今回、脱炭素社会実現に向けての質問として今していますが、主に、それに答弁するのが、所管担当であるしあわせ創造部理事が答弁されているのですが、この取組自体は所管の生活環境課、一つの課の取組だけではなくて、これは全庁挙げての取組が必要だと考えております。言うならば、生活環境課は全ての取組の取りまとめ役といいますか、司令塔というような役割だとは思いますが、その取組を実際にするのは全庁挙げて、各課全課挙げてするべきものだと理解しております。ここで改めて、それも確認しておきたいと思います。

さらに、町としての脱炭素社会実現に向けての取組は、例えば今あった公共施設の設備だとか、

機械だとか、省エネタイプを使うとか、再生エネルギーを創り出すとか、そういうことがありますけれど、その設備を使って取り組む。また、職員も、全職員がその意識を持って取り組んでいくとありますが、これは職員だけで、庁舎だけで、町の関係者だけでできるものではないと思うのですよね。そういう意味では、全住民を巻き込んで、全住民がその意識を持って一緒に取り組んでいかなければならない事柄だと思います。それには、岬町住民一人ひとりへの意識啓発が重要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事　坂原議員の先ほどにお答えいたします。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。そのため、現在、環境省では、日常生活の中で一人ひとりのライフスタイルに合わせてできること、暮らしを脱炭素化にすることで快適やお得といったメリットにつながるゼロカーボンアクション30を整理し、具体的にどんなことをすればいいのか、30の項目を紹介し、啓発を図っております。

ゼロカーボンアクションでは、電気などのエネルギーを節約することや再生エネルギーへの転換、太陽光パネル付住宅の推奨、食品ロスの削減、ごみの分別処理によるごみの減量などが挙げられております。また、二酸化炭素削減のため、各家庭で取り組める一つに環境家計簿があり、毎月の電気使用量を把握することで年間の使用状況がひと目で分かり、家庭での省エネに対する意識を高めることができるツールとして、大阪府においても大阪府環境家計簿「めっちゃエコやねん」を活用して地球温暖化防止に取り組んでいるところです。

本町におきましても、ゼロカーボンアクション30や環境家計簿、昨今注目されるようになったSDGs、持続可能な開発目標などを積極的に活用し、住民の皆様に脱炭素社会の実現に関心を持っていただけるよう啓発を行ってまいります。

○道工晴久議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　この取組というのは、今、異常気象で地球全体に今までと異なった状況が起きてきて、いろんな被害が出ているということですね。それをこのまま放置して、このままの状態が続けていけばさらに大きな被害が出る。自分たちの今までの暮らしが成り立たなくなってくると、そういう危機的な状況にあるということだと思っております。まず、危機的状況にある、それを今、自分たちが改善していくような取組をしなければ手遅れになる。危機というのは人ごとではないのだという、その自覚とございますか、住民に広く意識啓発をしていっていただきたいと思っております。

例えば、先ほどプラスチックごみゼロ宣言、3年目に行ったとありました。それらの取組で、例えばペットボトルなども購入せずに、マイボトルを持って使うとか、私、そうしていますけれ

ど、それとか、先ほどの議論でもありました生ごみ処理機ですね、ああいうのを使ってごみの発生を抑えるとか、何も施設設備を大きく変えることだけではなくて、住民のちょっとした意識の持ち方一つで、必要でない電気は消すとか、そんな簡単なことから、これは取り組んでいけるのではないかと思うのです。身近なこんなことでそれができるのですよというような、そんな意識啓発になるフライヤーとか、資料などがあれば、どんどん積極的に発信してほしいと思います。

町として、脱炭素社会実現へ向けて取り組んで、また住民にも啓発をしていくというのであるならば、岬町においても、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを表明する宣言ですね、これをゼロカーボンシティ宣言と言うそうですが、岬町自体もゼロカーボンシティ宣言をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員の質問にお答えいたします。

2015年に合意されたパリ協定では、産業革命から平均気温上昇を2度未満とし、1.5度に抑える努力をすることが世界全体の長期目標とされております。また、IPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルが2018年に公表した特別報告書では、気温上昇を1.5度に抑制するには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要とされております。

国におきましては、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

このような中、本町におきましては、ごみの分別収集や資源ごみの回収、公共施設の照明のLED化など各種環境施策を展開してまいりましたが、脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、住民の皆様と取り組んでまいりたいと考えております。

全国的な取組である2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの宣言に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほどの答弁で、大阪府下では43市町村のうち17の市町が宣言をしております。調べてみますと、近隣では、泉佐野市、阪南市、また熊取町が宣言しています。私たち一人ひとりが他人ごとではなく、人ごとではなくて、自分ごととして捉えて、身の回りの小さなことから取り組んでいかなければもう間に合わない、取り返しがつかないことになるというように言われております。ぜひ前向きに取り組むことを求めておきます。

次の質問に移ります。産後ケア事業拡充についてお聞きします。

岬町における産後ケアの現状をお聞かせください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

近年、核家族化が進み、自分の親などの親族から距離的に離れたところで妊娠・出産することは稀でなくなっており、様々な事情で親に頼れない妊産婦が少なからずいる中、妊娠・出産・子育てをその家族のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関などが支援し、孤立を防ぐことが重要です。

このような背景を踏まえて、本町では、妊産婦の不安や負担の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、母子保健事業を展開しております。その中で、出産後2週間前後は産婦にとって最も育児不安が高くなりやすい時期と言われていることから、平成28年度から国に先駆けて、泉佐野市以南の3市3町で産後2週間サポート事業に取り組み、産後2週時の健康診査を通して、産婦の心身のケアと育児不安への支援を行い、地域の産科医、助産師、医療機関と連携して相談支援体制の充実を図ってきました。その後、産後健康診査は産後2週間目と1か月目の2回実施し、産後ケア事業として、出産・育児による心身の疲れ、育児の悩みなどで支援を必要とする出産後1年未満の女子及び子のケアを目的に産科医療機関によるショートステイ、デイサービスを実施しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま子育てにやさしいまちづくりの一環として、岬町として、妊娠・出産・子育て支援の現状について説明がありました。その中で、平成28年度から国に先駆けて、泉佐野市以南の3市3町ということは、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、そして岬町、この3市3町で産後2週間サポート事業として取り組んでいるとありました。これは、健康診査を通じて、妊産婦の心身のケアをしていくということでありました。

この産後2週間サポート事業というのは、平成28年その当時の3市3町の私ども公明党議員が連携して、それぞれの市町の行政と泉佐野泉南医師会に提案をして、協議して実現したものでございます。なぜ3市3町かといいますと、この事業においては、医師、それから助産婦、産婦人科医、医療機関の協力が不可欠であります。その医療機関の医師会というのが泉佐野市以南3市3町で一つの医師会となっていると。ですので、単独の市や町だけでは取組が難しいということで、3市3町で私ども公明党議員が連携して、そういう取組をさせていただきました。

ここで言う、この支援を受けるのは妊産婦ということですが、この妊産婦のうち、不幸なことに、妊娠後、流産や死産を経験される方もおられます。流産や死産を経験した人への支援を行っている任意団体があります。周産期グリーフケアはちどりプロジェクトと言うそうです。その団

体によりますと、国内で年間約15万人が流産や死産を経験しているとあります。また、妊娠中に死別を経験すると、その赤ちゃんの存在を知る人がおらず、悲しみの共有ができないなど、そのグリーフ、グリーフとは英語で、日本語訳にすると、悲しみ嘆くという悲嘆だそうです。そのグリーフを受け入れて、その人自身の、妊産婦の人生を再構築する支援、その支援のことをグリーフケアと言うそうです。

ちなみに、グリーフというのは、英語で和訳が悲嘆ということですが、その悲嘆というのをまた一つ調べてみると、近親者の死別によって生じる強い悲しみのこととあります。近親者の死別によって悲しみ、嘆き、落ち込んでいる状態ですよ、その心に寄り添って、そこから立ち直れるように支援をしていく。主に心のケアになりますが、そのケアをすることをグリーフケアと言うそうです。

妊産婦についてですが、妊産婦についての公式文書があります。この文書は、令和3年5月31日付、去年の5月に厚生労働省子ども家庭局母子健康課長の名前で、各都道府県、市町村の母子保健担当に出された通達があります。その通達の中に、妊産婦という言葉がありますが、「妊産婦とは、妊娠中または出産後1年以内の女子を言い、この出産には流産及び死産の場合も含まれます。」とあります。そもそもこの出産という言葉、妊産婦というのは、流産、死産の場合も含まれるというのが公式文書として去年5月に出されております。ところが、これまでの産後ケア、出産に関するケアについては、無事出産された方が対象でした。流産、死産を経験した人の支援はなかったのです。ということで、今、グリーフケアというのは一つまた注目をされているのですが、そこで岬町でも流産や死産を経験した人への支援、グリーフケアというのが必要ではないか、大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員ご紹介いただいたとおり、身近な人の死別を経験し、深い悲しみに暮れる人をその悲しみから回復できるよう支援を行うグリーフケアにつきましては、近年、母子保健における報告などにおいて、流産や死産を経験した人の心理的、社会的に孤立する問題として、周産期におけるグリーフケアが必要と言及されています。流産や死産の経験で負い目を感じる方が多く、自身の体験を話しすることができないことや、予想以上の悲しみに鬱状態になるケースがあることから、産後ケア事業を含めて、母子保健事業における流産や死産などを経験した人への支援をすることは重要であると認識しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 流産や死産を経験した人というのは、なかなか把握がしにくいのですよね。出産された方については、行政として対象は誰かと分かっているのですけれど、その中で、例えば妊娠された方は母子手帳を発行してもらおう。母子手帳を持った人の中で、流産したあるいは死産だったというのが担当部局では、それは分かりようがないのです。ですので、非常にデリケートな問題でもあるのですが、積極的に声かけはなかなかできませんし、そういうことなので、その人たちが何か悩んだとき、困ったときにどこに声をかけたらいいのか、どこに相談したらいいのか、その相談窓口として、まず町のそういう部署で、「うちでこういうことも扱っていますよ」「専門の機関を紹介しますよ」と、そういう相談窓口ですよ、だからね。そこで相談を全部受けるのではなくても、相談を受けて、それを次につなげるという、そういうことを行っていますというのを周知してあげてほしいと思うのです。それを誰に周知したらいいのかというのもありますし、非常にデリケートな問題ではあるのですが、でも、そういう観点をぜひ持ってほしいと思うのです。これは子育て支援にもつながりますし、少子化対策にもつながりますし、子育てしやすい、ケアを受けて、また次に進んでいけるということもありますから、これは非常に大事な子育て支援の一環だと思います。取り組みにくいこともあるかもしれませんが、できることから進めていっていただきたいと思います。

これも今回、私たち、また公明党議員で、3市3町で連携して、今、取り組んで行っておりますので、ぜひともこのグリーンケア拡充に取り組んでいただきたいということを求めておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。3時15分まで休憩させていただきます。

(午後 2時54分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

午前中の町長の挨拶にあったように、国際情勢が極めて緊迫しています。ロシアがウクライナに侵略し、事実上の戦争状態となっており、無垢の民の命が奪われる事態に皆さんも胸が締め付けられる思いではないでしょうか。

日本国内でも、ロシアを含む諸外国でも反戦行動が大きく広がっていますが、主権の尊重、領

土の保全、武力行使の禁止などを義務付けている国連憲章に違反していることは明らかであり、直ちに侵略を止めるべきであります。

プーチン大統領は、核の先制使用にまで言及し、唯一の戦争被爆国である日本の一国民としても絶対に許せないという思いでいっぱいであります。各国の制裁による圧力も強められていますが、世界と市民社会の声で、プーチン政権を包囲することが強く求められています。この場を借りて、プーチン大統領による侵略行為に対し、断固抗議、糾弾し、一刻も早い平和的解決を心から願うものであります。

さて、コロナ感染第6波の波はかつてなく大きく、政府によるワクチン3回目接種の大幅な遅れと検査拡大への後ろ向きの姿勢がまたも悲劇を生む結果をもたらしています。とりわけ大阪府は、全国一深刻な状況で、死者数は人口比で東京の3倍となっており、第6波でも医療にかかれず亡くなる事態が発生しています。保健所業務が崩壊し、感染者数の確認も遅れに遅れ、現在では正確な感染者数すら把握できない極めて深刻な事態に陥っています。これは、この30年来、保健所を半分に減らし、感染が拡大する下でも検査拡大にまともに取り組まず、このコロナ禍の下でも急性期病床を減らしてきたつけであり、最大の被害者は大阪府民であります。

住民の最後の頼みの綱は岬町しかありません。国も大阪府も住民を守ってくれないとなれば、岬町が住民の命と暮らしを守るために、できることは骨身を惜しまずに、できないことはどうすればいいのか、知恵を絞って粉骨砕身やり抜くことが求められております。

岬町においては、一昨年から様々なコロナ対策が取り組まれ、とりわけ学校給食の無償化の2年連続実施、水道基本料金の半額減免、商品券配付事業や事業者支援金事業など、住民の願いに寄り添った施策が実施されました。来年度においても、これらの施策の継続、拡充を求めるものであります。

今年度のコロナ対応地方創生臨時交付金の交付額が示され、岬町においては、1億297万4,000円の財源が示されたところであります。この交付金も大いに活用し、住民の命と暮らしを守る責任を果たすよう初めに求めて、質問を行います。

毎回のよう、コロナ危機から住民と事業者を守るために質問を繰り返しておりますが、何よりも今、最優先されるのは住民の命を守ることです。ワクチン3回目接種を安全、迅速に進めることと同時に、繰り返し申し上げてきましたが、検査の拡大が必要であります。感染の不安を感じた住民などがいつでも検査を受けられるように、町としてPCR検査キットを購入し希望者に配付することや、クラスターの発生を防ぐために学校園や保育所、施設、役場に勤務する職員の定期検査に活用する必要があるのではないのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

感染の不安を感じる住民などがいつでも検査が受けられるようにとされていることにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針において、政府は、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるための検査、いわゆる社会的検査として、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない人がワクチン検査パッケージ制度等を利用するための検査、また、現在のように感染拡大時における感染不安を感じる人の検査を無料化するとしています。

大阪府は、この方針に基づき、昨年末より無料検査事業を実施するとして実施事業者の登録を開始、早いところでは、昨年12月24日から無料検査が実施されております。

岬町においても、無料検査を行っていただけるよう、町内の関係機関などに登録方法などの資料を送付しましたが、町内で無料検査を実施する事業者はなく、住民からの問合せ等があった場合は、阪南市及び泉南市で実施されている事業者の紹介をさせていただいております。

参考に、岬町により近い実施事業者としては、阪南市の箱作駅近くの調剤薬局と、泉南市にありますショッピングモール内の薬局などを紹介をさせていただいております。町内で無料検査に協力していただける事業者を引き続き関係機関に働きかけていきたいと考えております。

町として、PCR検査キットを購入し希望者に配付することにつきましては、最初に検査キットについてですが、ご存じのとおり、検体を採取して、検査機器にかけて測定するPCR検査や抗原定量検査、検体を採取したその場で数分後に検査結果が分かる抗原定性検査簡易キットがあります。検査機器にかけて測定するPCR検査等を希望者に配付することについては、自分で検体採取を行い、その検体を検査機関に郵送する必要があることから、できれば、先ほど説明させていただいた無料検査場所において検査するほうがスタッフと対面で安心して検体を採取することができ、その場で検体を回収しますので、この検査キットを希望者に配付するよりは、町内に無料検査場所の設置に努めたいと考えております。

もう一方の検体を採取したその場で数分後に検査結果が分かる抗原定性検査簡易キットについては、他の自治体でも希望される住民に配付されていると承知しております。

国は、現在、オミクロン株の発生に伴い、抗原定性検査キットの需要が増加していることから、検査キットが不足し、医薬品卸売業者やメーカーに対して安定供給に必要な措置を講ずるよう要請しているところで、検査キットの需給が安定するまでの間、優先付けを行い、行政検査を行う医療機関などからの発注を優先して供給体制を確保するとしております。



取引先業者に問い合わせたところ、やはり医療機関等に優先しているとのことで、現在、購入することが困難でした。検査キットの需給が安定する時期については、現在、予測が付きませんが、その時期までに、この事業に必要な経費、財源など予算措置について、財政部局との協議と実施体制の構築などを含め、実施できるかどうか検討したいと考えます。

また、クラスターの発生を防ぐために、学校園や保育所、施設、役場に勤務する職員の定期検査について、PCR検査を活用する必要があるのではないかとこのことにつきましては、学校、保育所または役場庁舎などでクラスターが発生すれば、休校・休所及び業務停止となり、学校での学力保障、保育を必要とする保護者の就労、役場の業務継続などにも影響することから、クラスターの発生を防ぐための対策の一つとして、定期的な検査の必要性はあると考えています。この場合においても、抗原定性検査キットによる定期検査が実施できるか、検査キットの需給が安定した時期を見据えて、人事担当と協議したいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 たくさんお答えいただいたので、一つ一つ。

私がずっと主張してきたのは、今、ご答弁にあった社会的検査というものを拡大させるべきだということなのです。これは、もうコロナの問題を取扱い始めてから、一貫して無症状の人の検査を広げるべきだという主張を繰り返してまいりました。それで、今、手法についてもいろいろあるし、キットなどいろんな種類があるし、それで結構安くなってきていたりもするのです。ですので、市町村によっては、災害備蓄という位置付けで購入されているところもあります。そのようにして、備蓄として確保していたものが第6波で実は役に立ったというところが既にあります。そういうところは、もう今既に枯渇しているわけなのですけれどね。ですので、今後、財政部局との相談ということ、言及がありましたけれども、計画をぜひ立てていただきたいと思えます。

それから、ご答弁の中で、やはり検査センターを作りたいと、作るべきだというお考えが示されました。それが一番いいと私も思います。この検査の問題で、これまで取り上げてきた中で、近隣も含めて、市町村が設置者となってPCR検査センターを設置している例については紹介してまいりましたが、近い事例でいうと、去年の10月から貝塚市でもPCR検査センターが開設されているということもありますので、それはおっしゃるように、家で一生懸命唾液を採って、郵便で送ってというようにするものよりも、目の前で検査が受けられるほうが安心ですから、岬町においても、そういう取組ができるのが一番いいと思います。

町内の医療機関、また薬局等に対して、無料検査の実施について働きかけていきたいという前

向きの意向も示されましたけれども、なかなか実際問題としては難しいというのものもあるかと思ったりして聞いておりました。引き続き声かけはしていただいて、取り組んでいただきたいと思っていますので、総合的に検査が拡大できるように、岬町としてもぜひ努力をしていただきたいと思っています。

お答えの中であつたとおり、定期検査が必要な集団というのは、やはりこの社会生活の中であるわけですね。昨日まで淡輪小学校が1週間でしたか、臨時休校ということで、岬町で小学校の感染者を中心にしてかと思いますが、1日に80人という感染者の公表があつた日があり、何人かの人から、「大丈夫」「どこなのか」「何なの」という問合せがあつたりして、やはり岬町で、以前の感覚からすると、二桁は多いように私は感じるのです。それがやはり20人台となると、私はとても多いと思うのだけど、80人という公表には本当にびっくりしました。ただ、何日も遅れて公表されるものですから、本当にそれ、いつからいつまでの数なのという感じに今なっていますよね。ですけれども、そういう前提がありつつも、80人というのはすごく多いわけで、おっしゃるように、子どもたちの学力保障にやはり支障を来すし、小学校で一定の感染となると、家族感染もそこから広がっていくということもありますから、定期検査が必要な集団に対しても適切に検査が受けられる状況をぜひ作っていただきたいと要望しておきたいと思っています。

引き続き、お尋ねいたします。

今、お尋ねしてきた命を守る、感染から身を守るということと合わせて、住民の暮らしと事業者の経営をどう守っていくのか、このことについても引き続き、岬町にとっては緊急の課題ということになると思います。

これからいくつか提案し、実施を求めたいと思います。

まず、一つ目に提案するのは、原油価格高騰対策に係る特別交付税措置の活用であります。長く続くコロナ禍に加えて、原油価格の高騰で住民生活と事業の経営が深刻さを増しております。自治体が原油価格高騰対策を行う場合に、国の交付税措置が受けられるという制度が設けられています。

総務省は、この制度の活用事例として、生活困窮者への灯油購入費、よく福祉灯油と言われているものですが、そういった事業や、社会福祉施設の暖房費の高騰分への助成、公衆浴場への燃料費高騰分の助成、漁業者への燃油高騰分の助成などを上げておまして、これは主に東北地方で活用が進められておりますけれども、岬町でも検討してはいかがかと考え、お尋ねするものがあります。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

私のほうからは、生活困窮者への灯油購入に対しての補助についてということで、お答えをさせていただきます。

昨今、原油価格の高止まりにより、ガソリンや灯油の高騰でさらに家計への影響が大きくなっているものと思います。

非課税世帯の高齢者、障害者などへの生活支援として、暖房費の一部を助成する福祉灯油制度、先ほど議員から言われましたけれども、福祉灯油制度などを実施されている自治体がございます。この制度は、家計に占める暖房費の割合が高い、冬の寒さが厳しい寒冷地の市町村で多く実施されているように思われます。どの地域においても、寒い冬の暖房機器は必要不可欠であり、原油急騰による施策は、自治体を実施する施策に対して補助をするのではなくて、国の責任において対策を講じていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、国の施策であります。住民税非課税世帯への1世帯当たり10万円の臨時特別給付金の確認書及び家計急変による申請受付も今現在、行っております。様々な困難に直面する住民税非課税世帯等への生活、暮らしの支援が受けられるよう、臨時特別給付金の支給を速やかに行い、この時期、暖房費がかさむ家計に充てていただければと考え、生活困窮者への灯油購入費の補助については考えておりません。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、施設、事業所の暖房費燃料高騰分と、漁業者の燃料高騰分などへの視点からの質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、国は、原油価格高騰対策のための特別交付税措置として、自治体が原油価格高騰の影響を受けた人や事業者への助成を行った場合に必要額の2分の1を補助するとして、農林業業者の燃油高騰などの財源に活用できるとされております。また、その他の経済対策といたしましては、中小企業や小規模事業者には、日本政策金融公庫等が原油高騰による影響が懸念される事業者を対象に、制度を拡大してセーフティネット保障制度による貸付なども行っております。また、漁業者に対しては、過去の燃油価格の平均と現状の価格との差額分を補填する漁業経営セーフティネット構築事業という既存の仕組みがあり、燃油価格が上昇した場合に、漁業者等の負担軽減が図られるものとなっております。

これについて、町内の各漁業組合に確認をいたしましたところ、船をお持ちで、実際に漁に出られている漁業者の方であれば、ほぼ皆さん、この事業に加入されているとのことで、今回の燃油高騰は一定要件を満たしており、加入者には、国から補填金が既に支払われているとのことで

ございました。

このように、現在は、貸付制度の緩和や既存制度の活用がなされているというところもございまして、引き続き国の動向等を注視しながら、町として独自の対策が必要かどうかと見極めてまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 松井部長、小さなお声で考えていませんと言いましたが、ぜひこういう機会をとらえて、今後は考えていただきたいと思います。

今、吉田理事がお答えになられた事業者や漁業者への対応なのですけれど、貸付ということをおっしゃいましたが、もう今の状況は、貸付というのはあまり発想として持たないほうがいいと思うのです。というのは、大変なところは既にもうたくさん借り入れているのです。それで、今度、返すの、どうしようとなって、倒産に至ったりしているわけでしょう。だから、今、むしろ新たに貸し付けるのではなくて、今借りているものを、例えば返す分の補填をするとか、そういうことを対策として打っていかないといけないわけで、国も貸付ありますよって、それは通常よりは有利な貸付なのですが、ただ、もう今は苦しい事業者にとれば、貸付というのはあまり現実味を帯びていないのです。ですので、給付を行う必要があるのです。

それで、吉田理事がお答えになった2点目、セーフティネット構築事業はもともと当事者が積立をしてお金を出しているというのが前提にありますよね。それで、国ももちろん資金を出して、対象になる人、対象になる条件が今生まれていますから、加入者には支払われているということですが、加入していない人は置いてけぼりになっていっているわけで、その補填だけでは、私は足りないと思っています。ですので、今回は残念な答弁だったのですが、また機会があれば、ぜひこういう制度も活用し、これは2分の1の補助だと思えるのです。国が2分の1で、地方が2分の1ですよ。だから、地方が出す2分の1を、例えば今で言ったら、コロナ対策の国からのお金があります、臨時交付金です。それなどを使って給付をするということを最優先に考えていただきたいと、求めておきたいと思います。

この高騰対策の制度は、総務省も周知が不十分であったみたいなので、でも、いろんな制度が出てきますから、そういったものを見逃さず、しっかりと活用できるものは活用して、住民の暮らしや事業の継続のために、岬町としての努力を行うことを求めたいと思います。

二つ目に提案するのは、事業者支援の拡充であります。事業者が国の支援金制度を申請する際に、手数料などが発生する場合があります。現在でいいますと、事業復活支援金というのが国において設けられておりますけれど、この制度は、申請する前に事前確認という手続を事業者自ら

が行うことになっておりまして、その事前確認に手数料が発生するケースがあります。コロナで事業の継続が困難だから支援金を申請するのに、申請そのものに関わってお金がかかるというのは、私は何のための支援金かと思っておりますけれども、そもそも国の制度なので、国が改善すべきなのですが、今のところ、その見通しが無い状況にありますので、身近な地方自治体が助け船を出すべきだということをこれまでもお伝えしてきたところであります。改めて、町の考えをお聞きしたいと思います。

私、こうしてたくさんしゃべるじゃないですか。だから、時間がなくなっていくじゃないですか、1時間がね。私がしゃべったことは重ねてご答弁いただく必要はありませんので、問われたことにだけお答えいただくとありがたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、国が実施する事業復活支援金制度の申請受付が開始されております。この制度は、コロナの影響を受けた中小法人、個人事業者の事業の継続・回復を支援する目的で、5月31日までを期限として実施されているものであります。

今回の制度では、申請手続において、申請者が登録確認機関での事前確認を受けることが必須となっております。その後、必要な添付書類を添えて、本申請をインターネットで行うという流れとなっております。

なお、これまでに国の一時支援金や月次支援金を受給された方は事前確認が省略でき、申請手続が簡素化されており、そのほか専用相談窓口の設置やインターネットでの申請が難しい方のためには、全国64か所に申請サポート会場が特設されるなど、申請者への配慮がされているようでございます。

申請サポート会場は、本町であれば和歌山会場が最寄り、和歌山市駅から徒歩8分のところに位置しておるといったところです。

さて、先ほどの申請の流れで申し上げました登録確認機関は、事前に国の事業復活支援金事務局に登録された機関で、本町では岬町商工会のほか、淡輪、深日、谷川の各漁業組合と町内の行政書士事務所の5機関が登録されていると確認をしております。

今回のご質問を受けまして、町内の登録確認機関に状況を確認いたしましたところ、町内全ての登録確認機関の皆様が事前確認を無料で行うとのことでした。

なお、ほとんどの登録確認機関は、本申請については原則申請者ご自身で行っていただくとのことでしたが、中には最後まで無料で手厚くサポートしていくという機関もございました。

以上のように、町内登録確認機関の皆様を確認の結果、事前確認につきましては無料で実施され、本申請は原則申請希望者ご自身としながらも、アドバイスやサポートをされるとのことでありましたので、申請希望者の皆さんは本申請までほぼご負担なしでできるものと見込んでおります。現在は、引き続きこうした状況の確認を行いながら、今後の必要性を見極めて、必要かどうかを判断してまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 和歌山の申請サポート会場、私も相談者と一緒に行きました。懇切丁寧にしてくれました。

今、町内の五つの機関で、無料で申請のサポートをしてくれるということでありました。例えば、団体さんの場合、商工会や漁業組合、していただきますけれども、そこに所属していない事業者も相談にのって、無料で行っていただけるのでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

岬町商工会では、会員を対象にして、現在は、確定申告の事務中ということ、また、事業復活支援金制度の申請期限が5月31日までであるということで、確定申告を終了した後に、会員様を対象に事前確認を実施するというので、2月に会員様向けに周知文書を送られたというふうに確認しております。

また、漁業組合ですけれども、組合員の方を対象に事前確認をされるということになると思いますので、今のご質問でいいますと、それ以外の方々は町内の行政書士事務所にご相談に行かれるというふうに考えられると思います。そこで、町内の行政書士にも確認しましたが、今は1件の事前確認を済ませて、その方は本申請を自分でできたというふうに聞いております。あと、予約が2件ほど入ってきているというような状況でございました。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私、前から言っているのは、岬町としてもっとサポートするべきだと言っているのです。

それで、九州なのですが、サポートセンターを市として設けて、無料で事前確認をするというところにお金を使っているところが出始めているのです。それで、今聞いたところによると、幸いにして、行政書士事務所が無料でやっている。先ほど確認したとおり、商工会や漁業組合ですと、構成員でなければ相談にはのってもらえない。無料で相談にのってもらおうと思ったら、構成員にならなければいけないわけですね。そうしたら、そこにまたお金が発生するわけです。

なかなか会費が払えなくて、そういったところに所属できないという事業者もおられると思いますので、そういったことを考えると、頼みの綱になってくるのは行政書士事務所かと思うのです。

無料で行われているということは、国から後で手数料というか、報酬を受け取るということになっていくのかと思うのですけれど、今、1件受けて、あと予約が2件入っている。3件だとお金もらえないのですよ。ご存じですよ。10件以上こなして、こなした10件以上が対象となり、この復活支援金を受け取るというところまでいかないと、国からの報酬は、その行政書士さん、会計事務所はもらえないわけなのです。それを考えたら、たくさん紹介してあげたほうがいいかもしれませんが、でも、非常に良心的だと思うのですよ、無料で相談にのるといのはね。ですので、町内にそういったところがあるということは幸いだと思いますが、私は、町がここをもっと主体的に乗り出すべきではなかったかと思っています。

今後も、今回は事業復活支援金ですけれども、その先もまたこういった制度が継続されるという可能性もありますから、町としてもお考えをぜひいただきたいと思います。

加えて、この事業復活支援金については、これまで批判を受けて、過去の支援金からは一定の改善が図られています。ただ、給付額が、例えば持続化給付金と比べた場合、半額以下で十分とは言えない状況にあります。岬町独自の上乗せ給付や、また過去に行ってきたように、国や府の支援金の対象外となった事業者への支援金を町独自に、来年度においても行うべきではないかと考えるものでありますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

さきの議員のご発言の中にもありましたように、来年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が決まっておりますけれども、この交付金をどういうふうに対応に充当していくかというのは、今、財政部局で検討が進んでいるところかと思っています。その中で、対策の優先順位的なものもございますでしょうし、限られた枠の中において、事業者への支援も優先順位が高く必要ということになれば、具体的に考えてまいりたいと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

三つ目の提案に移りたいと思います。

国民健康保険の運用面の改善で、加入者の負担を軽減することについて、提案もし、求めたいと思います。

コロナ特例の減免制度というのが設けられておりますが、一つは、その対象を拡充すること  
あります。もう一つは、事業主を対象とした傷病手当や傷病見舞金を創設することであり  
ます。もう一つが、子どもの保険料の均等割のさらなる軽減を図ること、この三つを総合的に行う中  
で、国民健康保険の負担を軽くするということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをいたします。

現在、本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、一  
定の条件を基準として保険料の軽減を実施しております。また、傷病手当の支給につきましても、  
現在、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱の症状があり、当該感染症の感染  
が疑われる場合に、労務に服することができない者に対して支給をしております。いずれもこの  
措置につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく支援として、国の示  
す基準に基づき実施をしているところでございます。

なお、保険料減免につきましては、以前より災害や傷病等、急な所得減少による救済措置とし  
て、基準を定めて運用しており、平成30年度に国保制度の広域化等々の制度の改正がありまし  
たが、それ以降につきましては、大阪府国民健康保険運営方針の別の定める基準に基づき運用を  
しております。また、傷病手当金につきましても、今回、国内の感染拡大防止の観点から、国民  
健康保険においても、令和2年度から実施をすることとなっております。

いずれの給付につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による対象者の支給に対して  
要した費用につきましては、国が緊急的、特例的な措置として財政支援を行うこととしておりま  
す。

あと、先ほど出ておりました傷病見舞金につきましては、通例として、労務に服せない期間の  
生活保障として、事業主が支給する見舞金として支給されていることが多く、公的制度として特  
に規定が見受けられないため、被用者保険のほうでも対応が様々になっているというふうに見受  
けられます。

あと、子どもの保険料均等割の軽減につきましてはですが、今回、全世代対応型の社会保障制度  
を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本町におきましても、  
令和4年度から未就学児の保険料、6歳未満の方になりますが、この方の均等割のうち、10分  
の5を軽減することとし、これを令和3年12月に条例を改正させていただいたところでござい  
ます。

いずれも国基準に基づき、各自治体で実施をするもので、基準に基づく範囲については、国も



しくは都道府県等から財政支援を受けることができますが、それ以上の独自の基準以上に拡大した内容を実施するためには、独自である程度の財源を確保する必要があります。独自財源を確保する方法としましては、一般的に、一般会計からの繰入れ等が考えられますが、一般会計からの繰入れにつきましては、総務省から毎年通知がされておるところでございます、その規定以外につきましては、法定外の繰入れということになります。いずれにせよ、現在の制度の改正後の独自の財源の確保については非常に難しいものと考えております。ただし、今後、大阪府全体で運営方針におきまして、大阪府の独自支援分として当該内容を実施するということになりましたら、本町におきましても、これに対応して拡充を図っていきたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 時間がなくなってきました、松本理事とは、また私、常任委員会の場で、厚生委員会の場でお話できますから、そちらで話をしないと最後までいけないという感じに思っています。

お金のこと、お金がないとできませんね、これまで私が言ってきた事業者支援金や検査など、できませんよね、それは当然ね。だから、そのお金として、コロナ対応の地方創生臨時交付金を充てたらどうかという話をしている、それは誰か1人の判断で決められるものではありませんので、ぜひ今後、ご検討を前向きにさせていただきたいと思っておりますが、この場でもう少しお尋ねしましょう。

先ほど傷病手当や見舞金の話をしました。お答えが、なかなか難しい言葉をお使いになられたものですから、お聞きになっている方で、分かりづらい方もおられたかもしれませんが、要は、コロナにかかった、またはかかったのと違うかという人が仕事に行けないようになりますね。それで、その人が入っていて雇われている人、被用者という言葉を使いますが、雇われている人であつたら、国保でも傷病手当制度がこのコロナ特例として設けられている。ただ、これ、議会で前にも言いましたけれども、事業主はコロナにかかっても、また疑いがあつて休まないといけなくても対象とはならない。だから、そこを事業主にも拡充するべきだという話を過去にもしてまいりました。

それで、しているところが徐々に増えてきたのです。隣の和歌山市でもしておられます。和歌山市では、どのように実施されているか、ご紹介いただけますでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをいたします。

お隣の和歌山市では、傷病手当金の支給の拡充を実施されておりまして、この場合、対象につ

きましては、もともと国基準で定められていた被用者に加え、自営業者と位置付けをされております。

支給対象となる日数ですが、これは被用者も自営業者も同じ形になっておりまして、業務に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、業務に就くことができない期間のうち、あらかじめ業務に就くと予定をしていた日数というふうに規定をされています。

ただ、和歌山市さんのほうにつきましては、濃厚接触者の方については今回、対象外とされております。支給額におきましては、被用者の方につきましては、国基準どおり、実際に支給されるお給料を基に計算をされるようにしておりますが、自営業者の方につきましては、基本4,000円掛ける支給対象日数ですので、実際に事業に就くと予定をしていた日数を掛けた金額を傷病手当金として支給をするというふうにされております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご紹介いただきました。隣接する和歌山市で、今おっしゃったような制度が既に設けられ、運用が始まっているということなのですね。

それで、今、紹介があったとおり、これは自治体独自なので、金額もかなりまちまちなのです。和歌山市では1日4,000円、4000円は私は低いと思うのだけれど、ただ、していることがすごいです。全国の中でも、まだかなり少ないですよ。事業主を対象としているというところは非常に少ないけれども、ただ、とにかく行っていることがすごいと思うし、金額はいかにしても、これを岬町でも始めるべきだと私は思っています。

それで、症状が出てからとか、また発覚してから、陽性になってから、具体的には4日目以降の日数で1日4,000円という設計になっているのだらうと思うのですけれども、これは、財政負担はそんなに重くないですよ。ということを見ると、こういうことについても、ぜひ進めていただきたいと思います。

残り時間が少ないので、この国保の問題、この場でさらに再質問をしてということは、後でまた時間が許せばさせていただきますが、時間がなければ、常任委員会の場で、厚生委員会でもまたお伝えしたいと思います。

次のテーマに移ります。

災害から住民を守るためにということで、気候変動の問題、先ほど坂原議員もおっしゃってられました。それで、毎年のように、全国で大災害が発生しておりまして、国においても、緊急防災・減災事業費への交付税措置がさらに2025年度まで延長されるということが発表されました。

町内放送のことで、再整備が完了しておりますが、聞き取りづらいという住民の皆さんの声が後を絶たないわけです。とりわけ大雨が発生したときに、町内放送をいくら流しても聞こえなくなるということは明らかではないかと思っておりますので、戸別受信機の導入を具体的に検討していく時期に入っているのではないかと思います。お答えをいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田まちづくり戦略室危機管理監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

現状の防災行政無線システムは、令和2年度にアナログ方式からデジタル方式への整備が完了し、屋外拡声子局スピーカーは、音達調査の上、人家のあるエリアには放送が聞こえるように整備しております。

放送の聞こえ方は、風の強さや向き、降雨などの気象状況や、電車や自動車等の走行音など周辺の騒音状況、また屋内ではテレビの音など、日常生活を営む生活環境などに影響を受ける性質がございます。また、屋外拡声子局のスピーカーからの音量は、遠くに離れるほど小さくなっていきますが、近ければ大きく聞こえるため、放送音量に関しても一定の制約がございます。

一方、戸別受信機は家の中に設置し、音量調整ができます。聞こえ方についても、気象状況等にはあまり影響を受けないことから、豪雨や台風時における情報伝達手段の多様化・多重化を図る有用なものであると認識しております。しかしながら、戸別受信機の導入の課題は、費用が多額になることです。受信調査や屋外受信アンテナの設置工事などの諸費用を含めると、1世帯当たり10万円近くかかると概算され、町内の全世帯に設置するとかなりの事業総額になります。また、電波受信強度の関係で、地域によって再送信局の整備をする必要があります。また、導入後は維持管理費として、保守や故障に係る費用などの発生が想定されます。

この戸別受信機の導入に当たっては、緊急防災・減災事業債の活用がございます。この事業債は、起債充当率が100%、交付税措置率が70%という有利な地方財政措置であり、財政負担上、ぜひ活用すべきものではありませんが、その対象事業は、デジタル化している防災行政無線システムについては、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を図る事業とされているため、高性能スピーカー等への更新と合わせて、戸別受信機の導入を一体として整備する必要があります。

現在、屋外拡声子局のスピーカーは、令和2年度に再整備完了したばかりで、引き続き現行のスピーカーを使用していく方針のため、その他の事業手法の検討や特別交付税の検討など、幅広く財源確保のための方法を検討していきたいと考えます。

戸別受信機は、情報伝達手段の多様化・多重化にとって有効なものでありますが、財政負担面

から全戸配備は厳しい面もあるため、真に必要とする世帯のみを対象に配備する方法なども含め、具体的に導入に向けた検討を行う必要があると考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 導入に向けて、ぜひご検討いただきたいと求めておきたいと思います。

この戸別受信機については、私は4年前にも議会で求めたのです。町長ご自身も、検討の必要性に言及をされておりましたし、当時の危機管理監からも同様の答弁が得られています。ぜひ具体的な検討に着手するように要望しておきたいと思います。

最後の質問の項目で、地球温暖化防止のためにというテーマで質問したいと思います。

昨年12月議会において、気候危機の問題を取り上げ、その中で、公共施設への太陽光発電事業の導入を提案いたしました。来年度から国における公共施設等適正管理推進事業費への財政措置が拡充をされ、脱炭素化事業というのが新設されますが、この脱炭素化事業についての財政措置は、期限が2025年度までとされています。具体化が急がれますので、前回に引き続き、今回もあえて質問をするものであります。

私の求めていることは、具体的に年次計画を検討していくべきではないかということですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電の導入の年次計画の検討につきましては、本町におきましても、地球温暖化対策のために脱炭素化に積極的に取り組んでいく必要があると認識しておりますが、本町の公共施設は老朽化した施設が多いことから、建物の更新時には太陽光発電を推進することとし、改修時には老朽化した設備、機器などを更新する際に、二酸化炭素排出量の少ない設備機器を導入することで温室効果ガスの排出量の削減を考えております。

どのような取組を進めるかにつきましては、財政状況も勘案して、慎重に検討していく必要があると考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど坂原正勝議員が求めておられたゼロカーボンシティ宣言の中で、似たようなご答弁をいただいたところで、私が今回取り上げたのは、先ほど言ったとおり、国の財政措置が来年度拡充されるということと、それから期限があるという問題があるからなのです。お伝えしたとおり、2025年度までとされていますので、3年間ということになりますよね。この期間でもしかしたら終わってしまうかもしれないわけですよね。例えば、庁舎建設のものなども、

もう少し早く手を付けていたら有利な補助金を使ってできたかもしれないということがあるわけですね。国はいろんな制度や期限をつくって、それを延ばすことももちろんあるのだけれども、もともと示されていた期間で終わってしまうということも多々あるので、やはり財政負担ができるだけ軽く事業を進めていくということを考えた場合に、できるだけ早く計画化しておく必要があると思いましたので、今回、あえて重ねて質問をさせていただいたところであります。

お金の問題もあるし、あとは設置しようと思えば、その施設が重さに耐えきれないとか、そんなことではいけませんので、よくご検討をいただいて、できるだけ早く具体的な計画を作っていたきたいと思えます。

それで、少し時間がありますので、少し巻き戻します。松本理事。

先ほどは、ごめんなさいね、何か前後するので、お聞きいただいている方には分かりにくくなってしまって申し訳ないのですが、先ほど国民健康保険の運用の改善で負担を軽くということで、三つほど提案をさせていただいておりました。

それで、最後に私が提案をした子どもの保険料のことなのです。ご答弁いただいた中身としては、この4月から未就学児ですので、小学校に入る前の子ども、6歳とおっしゃっていただきました。その子どもの均等割と呼ばれる部分の保険料が、これが、年間およそ4万円、現在のところですが、それが半額に軽減されるということが決まったという答弁がありました。

それで、私が求めたいのは、小学校に入る前までといたら、本当に短い期間なのですよね。全世代対応型何々と言って、子育て支援にも手厚くという、その国の視点は結構なのですけれど、そういうことならば、そんな6歳までなんてことを言わないで、子どもと言う限りは、児童福祉法で定められている18歳まで、ここまでを対象とするべきと私は思っているのです。松本理事も、それはそうしたいかもしれませんが、そうするべきだと思っています。

それで、実際に行っているところもあるわけなのです。遠い北海道ですけれども、大雪地区という広域連合がありまして、三つの町で構成されている広域連合なのですが、そこは国に先駆け昨年度から18歳以下の子どもの均等割を2分の1に減額しています。この子どもの均等割というのは、本当に人頭税かと批判をされているものでして、赤ちゃんが生まれてうれしいところが、生まれたら年間4万円の負担が増えるという無慈悲なものなのです。だから、これをやはり負担をもっと軽く、対象年齢も広くというように思っています。いかがでしょうか。

でも、どうせできないという答えを言うのでしょうか。先ほど全体をまとめて、できないみたいなことを言っていましたものね。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

子ども未就学児に係る被保険者均等割の減額措置等につきましても、先ほどご質問頂きました内容につきまして同等で、当然、財源措置がやはり必要になってきます。財源措置につきましても、現在の制度でいきますと、やはり独自で財源を確保するというのは非常に難しいので、大阪府全体でこういう形の措置を考えていくのであれば、本町についても実施をしていくべきだと考えておりますが、独自ですとなると、やはりその財源措置の部分で非常に厳しい面があるかと考えます。

今後、そういう形で、何らかの方法があるのであれば、模索をしていきたいなというふうに、担当としては考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 大阪府の運営方針の基準に基づいてというところがおありでしょうから、そういう意味でいうと、大阪府に対して基準を見直すように、ぜひ求めていただきたいと思います。

私は今、いろんなことを求めてきましたけれど、その財源の一つがコロナ対応地方創生臨時交付金であるということをご理解いただいているところだと思いますので、ぜひ住民に寄り添った具体化を図っていただきたいと思います。

一言、言っておかないといけないと思っていたのは、松井部長が、先ほど福祉灯油の問題で、そういうのは国の責任において行うべきだと。それで、非課税世帯の10万円給付の事務、一生懸命やるから堪忍してというような、堪忍してとは言いませんでしたけれども、そのように私は受け止めるようなご答弁でありました。それはもちろん、国の責任において様々なことはやるべきなのです。憲法25条がありますでしょう。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、それが、国が本当はそれをきちんとやらなければいけない。だけど、そうなっていない現実がある。だから、身近な岬町が足りないところはしっかり頑張って埋めてほしいということを経験するように私は訴えているわけなのです。ですので、そういうことは国の責任において行われるべきであるみたいなお考えはどうかと私は思っています。ぜひ前向きないろんなご検討をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

次の会議は、明日3月2日、午前10時から会議を開きます。ご参集よろしく申し上げます。どうもご苦勞様でございました。

(午後 4時15分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年3月1日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝